

平成21年第8回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成21年12月9日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	桑原勇一君
13番	杉本益三君	14番	薄井和平君
15番	石田彬良君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブルテレビ放送センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（石田彬良君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石田彬良君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

一般質問

議長（石田彬良君） 日程第1、一般質問を行います。

桑原勇一君

議長（石田彬良君） 12番、桑原勇一君の質問を許可いたします。

12番、桑原勇一君。

〔12番 桑原勇一君登壇〕

12番（桑原勇一君） 改めましておはようございます。

通告に基づき一般質問をいたしますので、町長の明快な答弁を求めます。

大金町長におかれましては、さきの町長選挙において5,759票を得票され那珂川町の第2代町長に当選されました。

大金町長は、選挙公約として大きな夢、大きな希望、頑張るあなた、願いにこたえる、命輝き生きがい生む、地域の未来のためをスローガンに、子供からお年寄りまで町民みんなで優しさと温かさと笑顔のある明るい町をと訴えておりました。

まちづくりの3つの取り組みを挙げております。

1、みんなで考え行動する協働のまちづくりを推進します。2、新しい視点で行財政改革に取り組みます。3、災害や犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進していきます。とっております。

先日の第7回臨時議会の大金町長の所信表明におかれましても、山積みする行政課題に対応するため、短期的な取り組みと同時に、中期的な視野に立ったビジョンが必要であると述べ、1に地域を元気にするまちづくり、2に安全と安心のまちづくり、3に命輝くまちづくり、4に楽しく学ぶまちづくり、5に自然に優しい環境のまちづくりを旗印に、笑顔で明るい魅力ある那珂川町になることを目指し誠心誠意取り組んでいきたいと所信表明がありました。町民の方は新町長に大きな希望と期待を持っております。

このような選挙公約や所信表明の内容について、3項目について質問をいたします。

新町長の政治姿勢について。

1、企業誘致に対し優遇措置を講じるとあるが、どんな優遇措置を考えているのか、具体的にお伺いをいたします。

2、企業誘致を進める場合、企業に対する各種相談や立地条件に関する情報提供等、サポート体制の整備が必要と思うが、どのように考えているのか。

次に、職員削減による行政のスリム化について。

1、職員削減の対象者はどのように定義し決定されているのかお伺いをいたします。

2、期間はいつごろまでに職員削減をするのか、具体的にお伺いをいたします。

3、職員削減の該当者への生活の保障や法律的な保障をどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、施設の管理運営について。

1、町の公共施設169施設のうち、18年度から現在までに指定管理方式にした施設はあるのかお伺いをいたします。

2、民間事業者に委託した施設はあるのか。

3、廃止した施設はどのくらいあるのか。

4、平成23年度以降の施設管理について、その検討、進捗状況についてお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

議長（石田彬良君） 答弁してください。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） おはようございます。

桑原議員に答弁をいたします。

私から桑原議員ご質問の新町長の政治姿勢についてと職員削減による行政のスリム化についてをお答えいたしたいと思います。

企業誘致に対する優遇措置ですが、那珂川町産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、那珂川町は過疎地域自立促進特別措置法、那珂川町農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の適用による固定資産税の課税免除、または固定資産税が軽減される制度があります。

これらの制度を拡大することや、企業立地奨励金や企業促進奨励金などの優遇措置制度を研究して、積極的に誘致活動を行っていきたいというふうに思います。

続きまして、企業誘致を進める場合の企業に対する各種相談や立地条件に関する情報提供やサポート体制の明確な展望ですが、企業訪問によりパンフレット等を配布したり、工業団地の立地条件や立地企業に対する税制上の優遇措置を活用したり、栃木県産業政策課や栃木県東京事務所と連携をとり、情報の提供や相談内容の充実を図るとともに、町が主体となって私自身トップセールスマンとして今後とも引き続き企業訪問など積極的に誘致活動に努めてまいりたいというふうに思います。

2項目の職員削減による行政スリム化についてのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

1点目の職員削減の対象者の定義についてであります。行政改革及び定員適正化計画に基づきまして、職員の退職の勧奨に関する要綱により勤続25年以上で満50歳以上の職員が対象となっております。

また平成18年から平成22年度までは町の早期退職特例制度により、勤続20年以上で満45歳以上の職員を対象として、本人の申し出により優遇措置を適用しております。

2点目の削減の時期についてであります。定員適正化組織機構再編実施計画では、平成29年度の職員数を192人と算出し、平成28年度まで削減していく計画となっております。私の目標とほぼ一致するものでありますので、この計画に基づいて実施をしてまいりたいと思っております。

本年度の職員数は定員適正化実施計画を2名上回っており、今後団塊世代の定年退職が毎

年10人以上見込まれるため、削減が早急に進むものと想定をしております。

3点目の退職者への生活保障や法的な保障についてであります。退職は本人の申し出によるものでありまして、退職者はそれぞれ退職後の予定や生活設計を踏まえて退職を迎えることになると思います。町からの保障に特別なものはなく地方公務員法などの関係法令において保障に関する規定もございません。

第3項目の施設の管理運営については担当課長に答弁をさせます。

以上です。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 3項目めの施設管理についてお答えいたします。

まず第1点目の指定管理者制度への移行の実績であります。行政改革対象施設169施設のうち、指定管理制度の活用の該当施設は7施設であります。

那珂川町小川温泉源施設につきましては、既に平成19年度から制度の活用を開始しておりますが、平成20年度に制度活用の開始を予定いたしました那珂川町ペンションひろせ、那珂川町ホースランドの2施設につきましては、施設の管理運営主体並びに利用者の減少等さまざまな要素により移行が進まないのが現状であります。

また、平成21年度に制度の活用を目指しております那珂川町農産物展示即売施設まほろば直売所につきましても、今年度の移行は難しい状況であります。

以上が現在までの指定管理制度の活用状況であります。

2点目の民間委託の実績であります。民間業者に委託すべき該当施設は1施設であり、平成18年度末に統合をいたしました那珂川町学校給食センターの調理部門につきまして、平成22年度に民間へ委託することで現在準備を進めております。

3点目の廃止した施設につきましては、平成18年度において那珂川町馬頭那珂川運動場、那珂川町谷田キャンプ場の2施設、平成19年度において那珂川町浄法寺スケート場、那珂川町ローラスケート場、那珂川町浄法寺運動場、那珂川町馬頭老人生きがいの家のこの4施設であります。

また参考までに施設の統廃合についてご報告申し上げますと、平成18年度末に小川学校給食センターを那珂川町学校給食センターに統合し、平成19年度末において武茂、健武、和見の3小学校を馬頭小学校に、馬頭東中学校を馬頭中学校へ統合をいたしました。また21年度末には大内、谷川、大山田3小学校を統合し馬頭東小学校を新設することとなっております。また小川第一、第二、第三保育園を統合し統合保育園を新設する運びとなっております。

4点目の平成23年度以降の施設管理につきましては、町の財政は厳しさを増しており、これら施設にかかる維持管理費や人件費など財政を圧迫しているのが実情であることから、設置当初の目的と現状の事業内容等を分析をいたしまして、平成23年度以降の行財政改革推進計画を策定をしまして、効率的な施設の運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔12番 桑原勇一君登壇〕

12番（桑原勇一君） 2回目の質問をいたします。

企業誘致の件ですけれども、企業誘致に対しての優遇措置ということで、町長のほうから答弁がありましたけれども、現在の既存の事業、また過疎債、農業の起債とか、あとは固定資産を免除するというようなことで企業誘致に取り組んでいくというような町長の答弁だったと思うんですけれども、現在この不況の中でなかなか企業誘致が来るとするのは非常に難しいのではないかと、こんなふうに思います。高根沢のキンピール、また那須烏山の栃木富士、栃木縫製というような工場が撤退をしているというような中で、本当にこの那珂川町に工場誘致をするというのは非常に大変ではあると思いますけれども、その企業誘致について、先ほど町長の答弁の中にあつたように、新宿の工業団地があるわけですけれども、やはりこれを軸にして今後企業誘致を考えていくのか、きのうの話には、新宿の工業団地まだ1区画が残っているというような話があつたが思うんですけれども、この新宿工業団地を中心にしてこの工業誘致を進めるのか、またそのほか違う町の土地等があるところを進めていくのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） その前に固定資産税課税免除、これは過疎地域に指定されているものですから、この固定資産税を3年間、ここに誘致した企業は免除するというふうになっているんですね、それを私はやはりその後も優遇措置をするような措置をしていきたいなど、まずそう思っておりますし、そのほかに企業立地奨励金とか雇用促進奨励金というのがあるんです。これはこの企業立地奨励金というのは土地の買収時の奨励金なんです。それとか雇用促進奨励金、これは事業者1人当たり雇用すれば幾らとかそういう奨励金制度も考えていきたいなど、そう思っております。

それから今言った新宿平の工業団地1町歩のちょっとありますけれども、まずはあそこを主体に工場誘致を考えていきたいというふうに思っております。それから、もちろんそのほ

かも誘致には優遇措置を入れていくというか、導入していきたい、そのほかにあっても、そう考えております。

なかなか大変ご承知のように、今言われたように、企業誘致は非常に大変でありますけれども、中には元気な企業もあるんです。ご承知のように、大山田にある食品会社とか雇用をしているとかしていますし、キノコをやっている会社なんかも従業員を募集しているんですね、そういうことで一生懸命、私も先ほど申したように、とにかく動かないことにはあれですから、企業誘致もできませんから、まずは動いていきたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 12番 桑原勇一君登壇 〕

12番（桑原勇一君） 次に、企業のサポート体制、これについてお伺いをしたいと思います。

先ほど企業にパンフレット等を持って、また県の東京事務所、また県の産業生産課、そういうところに出向いてサポート体制云々をとっていくというようなことがありましたけれども、やはり企業誘致をするに対しても、例えば新宿工業団地に企業誘致をするということにした場合に、あそこの今現在ある大山田小学校、それが統廃合でなくなる。あと大山田保育園、これも何年か後には統廃合するというような形になっていると思うんです。そういうときに、企業誘致をして、例えば新宿工業団地に来るそこに当然会社の従業員も一緒に来るといった場合に、そういうところで生活するにおいて、学校がないとか幼稚園が遠い、保育所がない、またスーパー云々もないというような、そういうことがあると、なかなか工場は来るにしても、一緒に従業員まで来ることは難しいのかなと、こんなふうに思うんです。やはりそういった企業が来る場合の、また従業員と一緒に来る場合の、そういった学校とか幼稚園、保育所等はあの近辺にはなくなってしまうというようなことで、この辺はやはりもしそういう企業が来る場合には、その辺のサポート体制といいますか、そういったものもやはりPRしていかないとなかなか難しいのかなと、こんなふうに思うんですけれども、その辺のことについて何か町長の考えがあればお伺いをしたいというように思います。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 確かにそういう心配はあると思います。しかし、馬頭の中心地から車で10分とか15分ですから、そういう意味で、来てくださる方にそういう点についてもこういうふうになっているんだということでPRして、そういう心配のないようにしていきたいなど、そう思っております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 企業誘致の町の体制なんですけれども、やはり那須烏山市では、職員が専属でその企業誘致に対しての担当を決めてやっているというようなことでかなりの成果を上げているというようなことを聞いております。那珂川町においても、やはり町長がトップセールスでやっても、なかなか町長も忙しいと思います。やはりこれは企業誘致を担当する職員をきちんと決めてやらないと、なかなかパンフレット、またインターネット、いろいろなそういう情報だけではなかなか難しいんじゃないか。やはり直接企業に訪問をしてお話し合いをする、またPRをする、やはりこれが一番大切ではないかと思うんです。すぐに担当を決めるといってもこれは難しいと思うんですけれども、新年度からそういう体制をとっていく考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 全くそのとおりだというふうに思います。やはりそういう担当をぜひ置いて誘致に努めていきたいと思います。

きのうの大金市美議員の質問にもありましたように、企業誘致に対するプロジェクトチームをつくるということですか、そういう点ももちろん企業誘致に生かしていきたいというふうに思っています。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 企業誘致に対してはなかなか大変だと思います。

しかし、この企業誘致をしていかないと那珂川町の人口もどんどん減っていくというようなこともありますのでぜひ町長がトップセールスになりまして栃木県の東京事務所、また県にも出向き、また職員を東京の事務所に派遣をするというようなことでぜひ企業誘致に努めてもらいたい、このように思います。

次に、職員の削減に対して質問をいたします。

先ほどの答弁の中に、職員の退職の勧奨を、これは勤続25年で50歳以上を対象にするというようなことがありました。現在25年勤務で50歳以上の職員は何名ぐらいいるのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） ただいま資料を持っておりませんので、正確な人数はお答えでき

ないかと思いますが、現在うちのほうで定員適正化計画の中で平成29年度までの計画を持っておりませんが、その中では約70名程度になる予定でございます。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 勤続20年以上、満45歳以上を対象に本人の申し出により優遇措置を与えるということをやると思うんですけども、この優遇措置についてももう少し詳しくお伺いしたいと、こう思います。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 退職者の優遇措置につきましては、現在1年につき3%の退職金の上乗せを実施しております。ただ上限がありまして30%までの上限は設けておりますが、そのような優遇措置を平成22年度まで実施することで進めております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 平成22年度までこの優遇措置をしていくということで、退職金の3%を上乗せするということですが、これは平成18年からやっているんですかね。平成18年から22年度までが一応対象でやっているんだと思うんですけども、これでもし数的に申しわけないですけども、もし今までに早期の退職した方はどのくらいいるか、もしわかればお願いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 現在までの早期退職でございますけれども、昨年度の例で申し上げますと、昨年度24名の退職者のうち17名の方が早期退職をしております。その前年度におきましても、10数名の方が早期退職をしているということで、18年度からの集計につきましては資料がございませんので、それらを参考にいただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 次に、定員の適正化なんですけれども、先ほど29年度までに職員の目標を192名というようなことで定年退職する方が年に10名ぐらいいるというようなことがあったと思います。このことについて、現在平成21年度の町の町税なんですけれども、町税で現在のすべての職員の人件費はクリアしているのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思うんですけども。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 現在、町税で今年度から多分人件費のほうが下回ったというような状況になっているかと思えます。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 12番 桑原勇一君登壇 〕

12番（桑原勇一君） 職員の削減云々で町税で職員の人件費が下回っているというようなことですが、これは当然そうでなければならぬのではないかと、このように思いますので、今後ともこの職員の削減、削減ばかりしているわけにもいかないと思うんですけれども、当然新しい方を採らないとつながらないと思うんです。

それと同時に、やはり職員の削減をすると同時に事務事業の見直し等もしていかなければ、これは192名で今の現在の事務事業をしると言ってもこれは無理だと思うんです。やはりこの事務事業についても、もし民間等に委託できるような事務事業があれば、これはやはり積極的にそういったことも活用をしていかなければ残った職員は大変じゃないかと、このように思うんですけれども、その辺今後そういった民間に委託できるような事業は今後ふえるのかどうか、またそういったものを検討しているのかお伺いをいたします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 職員の削減につきましては、当然事務事業の見直し、あるいは民間委託等を進めていかなければ目標の192名で組織するのはなかなか難しいのかなと考えております。

また192名にするためには、一般職員につきましては退職者の25%の補充ということで現在計画をして進めているところでございます。

そのようなことで、192名体制を目標としているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 12番 桑原勇一君登壇 〕

12番（桑原勇一君） 次に、施設管理運営についてお伺いをいたします。

施設管理の指定管理者制度のことなんですけれども、先ほどの答弁にあったように、平成20年度にペンションひろせ、それとホースランド、これも指定管理者制度にするのが望ましいというようなことで検討はなされてきたんだと思うんですけれども、利用者の減、また運営に対するさまざま困難があるためにできないというような答弁だったと思うんですけれども

も、これは早期に決定をしていきたいというようなことも答弁の中にあったと思うんですけども、この2施設について、早期にとってももう21年度はそんなにもう時間がないというようなことなんですけれども、21年度にこれを決着をするのか、22年度までに持って行ってこれを指定管理者にするか、またそのほかにするのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） ペンションひろせとホースランドの指定管理の関係でございますけれども、当然議員ご承知のとおり、指定管理は相手があります。相手とのお話し合い等も進めていかなければ当然進まないというのが現状でございます。現在も引き続いて調整は図っておりますが、ペンションひろせについては、ご存じのように既に町のほうで委託といえますか、使用をいただいている方、ホースランドも同じでございますが、現在使用をいただいている方もおりますので、その辺の調整を今後も引き続いて進めていくということで、何年次に指定管理ができるかというのは現段階ではちょっと不明であるということでございます。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔12番 桑原勇一君登壇〕

12番（桑原勇一君） 確かに指定管理をするには相手もいるということ、これは当然そこで話し合いをしてやるということだと思うのでなかなか大変だと思いますけれども、これは平成18年から22年度、この那珂川町の行財政改革推進計画の中にうたっているわけです。うたっているからそれを全部そのままやると言ってもなかなか難しいとは思いますが、でも、やはり今こういう経済、また財政が逼迫しているというようなことで、今後ともこの2つの施設については話し合いを進めながらいい方向に持って行っていただきたいなと、こんなふうに思います。

次に、民間に委託した事業なんですけれども、これは那珂川町学校給食センターの調理部門について22年度から民間委託にしていくということなんですけれども、これは調理部門だけであって、そのほかの施設管理運営については、これは町でやるのかどうかお伺いします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 学校給食センターにつきましては、既に配送関係につきましては、業務委託を今しているところでございまして、今回調理部門の委託ということで、学校給食そのものはやはり直営で栄養士等とか、そういった面につきましては直営で実施をするとい

うことを基本に考えまして、調理部門と配送部門を業務委託をしていくという基本的な考え方で進めたいと考えております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 調理部門と配送部門を委託するということですが、そうすると町の今現在いる職員をこれから調理部門、また配送はもうやっているということなんですけれども、調理部門が委託されると、これからこの学校給食センターの町の職員は何名ぐらいになりますか。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今後この委託した場合には、当然その施設を管理する方、それから食材等の購入とか、そういった事務をされる方、それから栄養士という方が必要ではなかろうかなと考えております。

したがって、約 3 名程度、栄養士につきましては、ご存じのように県の職員の方がやられているということで派遣をいただいておりますが、町職員といたしましては、現在事務的な処理をしているのが 2 名ということでございますので、これらは必要ではなかろうかなと考えております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） 次に、廃止した施設なんですけれども、那珂川町の運動場、また谷田のキャンプ場、これはもう 18 年度にしたということですが、あとローラースケート場、またスケート場、あと浄法寺の運動場、あと馬頭のみやこ荘、こういう施設を廃止をしたということですが、廃止をして、その後の土地まで廃止したわけではないと思うんですけれども、そういった跡地の利用等についてはどんなふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 廃止をいたしました那珂川運動場、あるいは谷田のキャンプ場、さらには浄法寺のスケート場、それから浄法寺の運動場等につきましては、河川の敷地を借りていたということがございまして、これらについては返還をしたということでございます。

さらに、ローラースケート場につきましては、小川運動場のプールに隣接しているところということでございますので、これについてはそのまま保存をしているというような状況で

ございます。

また、馬頭老人生きがいの家につきましては、今回の293号の改良工事に当たるということで、これは県のほうに売り払いをしたという状況でございます。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） そのほか参考までにということで、統廃合した施設があるわけですが、この施設においても、武茂小学校、健武小学校、和見小学校ということで、武茂小学校においてはフグに貸しているというようなことですが、健武小学校、和見小学校についてはそのままになっているのではないかと、このように思います。

体育館等については、地域で利用をしているというような話も聞いております。また、和見小学校においても、地域の方が何か利用したいというような話も聞いておりましたけれども、その辺何か地域の方と話し合い、また相談を受けたことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 廃校となりました小学校でございますけれども、議員お示しのとおり、武茂小学校については、温泉トラフグ研究会のほうでご利用をいただいております。さらに、健武小学校につきましては、本年10月からNPO法人の森の学校という法人にお貸しをいたしました。これらで都市との交流事業等に活用いただくということになっております。

さらに旧和見小学校につきましては、現在隣接するところにイノシシ処理加工施設を設置をしております。さらに和見地区の地元の方々の利用についてまだ明確化されておられないので、今後地域での活用がどのようになるのか検討してまいりたいと考えております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔 1 2 番 桑原勇一君登壇 〕

1 2 番（桑原勇一君） そのほか21年度には大内、谷川、大山田小学校が統廃合される。また小川においては、第一、第二、第三の保育園が統合されるということでますます施設があいてくるというようなことがありますけれども、今、総務課長の答弁にあったように、武茂、また健武については施設等も利用しているというようなことで、和見においても、イノシシの加工場とあわせて利用していきたいというようなことですが、そのほか馬頭東中学校、またこれから統合される小学校、保育園、施設がいろいろあります。やはりこう

いった施設も新年度になりますとあくわけでございますけれども、こういった施設の管理運営にもかなりのお金を必要とするのではないかと思うんです。これを今後ある面では売却をすると、もしそういうのがあれば、また町のいろいろな土地を持っているところもあればですね、やはりこういった土地の活用、売却をすとか、やはりこういったこともしていかなないと財政はますます厳しくなるのではないかと、このように思うんですけれども、この辺について町長に今後の統廃合の学校の活用、また町にいろいろなところに持っている土地等の売却、こういったことを今後推進していく考えがあるかお伺いをしたいと思います。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 東部3校が来年度統合されて大山田と谷川の小学校が廃校になります。そういう廃校の、それからいろいろそのほかにも今言われたようなところもありますけれども、この利用については、やはり今言ったように経費もかかることですから、有効利用してもらうのが一番よいことでありまして、もう既に東部地区の廃校については、問い合わせが来ております。そういうことからぜひ売却すとか、ああいう施設とかいろいろなものに使っていただける方があればぜひ利用していただきたいと思います。そのように、町のほうでも一生懸命働きかけていきたいというふうに思います。

それから土地の問題ですが、いろいろ土地があります。例えば、赤道なんかもそうです。大分そういうものについては要求があれば、土地については売却をしておりますし、これからもそういう必要のない土地は売却をしていきたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

〔12番 桑原勇一君登壇〕

12番（桑原勇一君） 次に、23年度以降の施設管理について、町は財政がますます厳しいというようなことで、この施設の統廃合、また検討を積極的に進めていきたいというような話があったと思うんですけれども、やはりこれはなかなか積極的に進めていくといっても厳しいのではないかと思うんですけれども、この169の施設のうちの直営がほとんどなんですけれども、その中で廃止というような施設も何カ所か23年度以降に考えていくというようなことで地域の活性化施設等は廃止というようなことでのっておりますけれども、やはりこういった問題についても今後十分に話し合いをしながら、この財政の厳しい中、少しでもスリム化をしていくような努力をしていかなないと町はますます大変ではないかと、こんなふうに思いますので、ぜひ23年度以降の施設の管理運営についてはしっかりと予定を立てて計画どおりに進めるようお願いをしたいと思います、こんなふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（石田彬良君） 12番、桑原勇一議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

議長（石田彬良君） 再開します。

小林 盛君

議長（石田彬良君） 一般質問を続けます。

6番、小林 盛君の質問を許可します。

6番、小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 小林 盛です。一般質問を行います。

大金町長には当選おめでとうございます。そして、大変なこの難問題が山積しております那珂川町のかじ取り役をよろしく願いをいたします。

何といたっても財政力の乏しい町であります。行財政のさらなる改革は避けて通れません。少子・高齢化のスピードが県下でも最も早い町の1つに数えられております。地域医療の崩壊の危機という問題もあります。

数えたら切りがないほどありますが、最も大きな問題が備中沢の県営産廃処分場問題です。旧小川町と馬頭町2つの町が合併をいたしまして、那珂川町という町名のこの町ができたことによって、この那珂川町というこの町をPRもしくは紹介をするときには必ず那珂川を語らずには町を語ることはできません。何といたっても、那珂川町最大の観光資源、財産であるということはだれでも認めるところだと思います。アユの漁獲高が全国1位であるということとその名を全国に知られるほどになりました。また大量のサケが遡上する川としても有名

であります。

昨年は霞ヶ浦の導水事業に反対する地元の漁業組合と国との争い、国営事業ですから環境省だったと思いますが、この争いがあったことでも全国的に大きく取り上げられました。アユやサケなどの魚類や水生昆虫の生態系が自然界の微妙なバランスの中で保たれています。その生態系が導水事業により壊されてしまうというのが反対の理由であります。茨城県の漁業組合だけでなく、栃木県的那珂川に関する漁業組合のすべての組合が反対に立ち上がった、こういうことで、もう約9割方まで進んでしまった国営の大型事業に急ブレーキをかけたということは皆さんの記憶に新しいと思います。

幸いといっていいのかわかりませんが、政権交代によって生まれた民主党政党がこの事業の取りやめを決定した。これは二、三日前の新聞にも載っておりました。那珂川の生態系はこれで保たれることになりました。

処分場の話に戻りますが、このように多くの人たちの生活に直接かかわっている那珂川のすぐ近くの備中沢に県営産廃処分場を設置しようというこの問題です。

この備中沢というのは、処分場の予定地は一体にどこにあるんだと、知らない人たちから、特に小川地区の人たちは全く見当がつかないというようなことでいろいろと連絡、どこにあるんだということを知らせてほしいということをやられていまして、それでこれは「那珂川の文化財を尋ねて」という那珂川町の教育委員会のほうで案内のために作成したこのパンフレットだと思うんですが、これに大きく那珂川町の地図が載っております。このオレンジで縁取られたのが那珂川町であります、ここに水色にあるのがこれが那珂川であります。そして処分場というのはここにきているわけですね。ここが和見です。こちらは小口です。小砂です。こういった非常に位置関係をしっかりと見ていただきたいんですが、非常にこの那珂川に近いところに処分場がつくられようとしております。

そして、まほろばの湯、小口温泉郷、小砂焼、美術館、こういった観光の拠点となるべきところが処分場のすぐ近くにある。そして、旧小川町、旧馬頭町という人口密集地が処分場のすぐ近くにあるということ、この事実ですね、これをしっかりと覚えていてほしいと思います。

この備中沢に県営産廃処分場を設置して、その処理水を那珂川へ直接、もしくはそのちょっと手前の小口川に放流するという大変怖い話であります。

先ほどの導水事業のように、那珂川のずっとずっと下流で起こることとは大きく違うわけです。那珂川のこの辺は上流に位置すると思います。小口の三川又、あそこから処分

場ができてしまったら処分場の排水が放流されるということであり、当然水は上から下へ流れていきます。生態系だけではなく清流那珂川の水そのものが汚染されるわけであり、もしくは、汚染されたかもしれないという不安やマイナスのイメージは漁業関係者だけではなく、食の安全が大きく叫ばれている今、農産物への風評被害となって我々農業者に影響を与えるということは避けられないと思います。

また、処分場のすぐそばとなるこのまほろばの温泉や小口温泉郷、そして美術館、小砂焼の窯元など、那珂川の観光資源へのダメージというのものはかり知れないと思います。そして、もっと心配なのが、この下流に点在する公営水道の水源地であります。安全面でまだまだ不安定性のある産廃処分場を町営水道の水源地の上流に位置するこの備中沢に設置するという事は環境基本法第19条及び第36条の環境保全の配慮義務にも違反しております。

以上のような理由で、私は処分場に反対をしております。そのための具体的な質問に入ります。

まず1回目の質問といたしまして、協働のまちづくりの推進について。

町長のまちづくりの施策の中で「みんなで考え、行動する協働のまちづくりの推進」を掲げておりますが、具体的にどのような内容なのかを伺います。

2つ目として、不法投棄の危険性について伺いをいたします。

北沢地区の不法投棄された産業廃棄物については、県も町もその危険性を認識しているにもかかわらず、19年間もの間、対策が講じられてこなかったわけです。また、詳細調査やモニタリング等においても、現在まで基準値を超えることが全くなかった。ここでちょっと一部訂正をいたします。詳細調査で鉛が0.033ということで環境基準が0.01に対して約3倍の鉛が検出された。またダイオキシンが環境基準1,000ピコグラムに対して1,300というわずかなダイオキシンが検出されたということがありますが、その後のモニタリングにおいても全く有害物が検出されていない。にもかかわらず、これは処分場を設置して解決を図らなければならないということで処分場の計画が進められてきているわけですが、本当に危険なのかどうかということを改めて伺いをいたします。

また、危険であるというのであれば、何が危険なのかということをご説明をいただきたいと思います。

もう一つ、不法投棄問題の解決について伺いをいたします。

前町長と県は北沢地区の不法投棄問題の解決方策として、県営の処分場を設置して解決することが実現可能な最善の方策であるという見解を出しております。また、一般質問にお

いても、再三その法的根拠の説明を求めてきましたが、いまだにその答弁がなされていないことから不法投棄問題の解決に関しての町長の見解を、またその法律の適用に関する考え方を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（石田彬良君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

小林議員の協働のまちづくりの推進についてのご質問にお答えします。

協働のまちづくりは、個人、それから団体、企業、行政がお互いの立場を認め合い尊重しながら、対等な立場で協力して地域の将来を考えまちづくりを進めるというもので、従来の行政のまちづくりではなく、また個人、企業、団体主導でもなく、お互いに不足した部分を補いながら、ともに協力して地域課題の解決に向けて取り組むものであります。

協働の身近な例としては、各行政区単位で行われている環境美化活動などがあります。また地域づくり活動としては、富山地区のほたるの里づくり、盛谷地区のなごみの里、三輪地区のかたくりの里、各地区で実施している農地・水・環境保全向上対策事業など地域おこし活動を行う団体が積極的にまちづくりに参画をしております。

これらの活動に加えて、現在行政主導で進められている各種事務事業を洗い出し、個人、団体、企業、行政が協働すべき事業を選定し、協働モデル事業として取り組み、各分野に拡大することによって「みんなで考える、行動する協働のまちづくり」を推進したいと考えております。

なお、具体的には現在策定を進めている地域住民との協働のまちづくり推進計画にまとめたいと考えております。

次に、北沢の不法投棄問題についてであります。北沢地区に不法投棄された産業廃棄物の危険性についてのご質問でございますが、平成12年に不法投棄物の詳細調査が地元の皆さんに公開しながら実施をされました。その結果、この建設廃材とかプラスチックくずとか紙くず、繊維くずなどの他有機物質の溶質が懸念されるプリント基盤や、あるいは焼却灰等種々雑多な廃棄物が確認をされました。撤去が必要な投棄物と周辺汚染土壌の量は約5万1,000立方メートルと推定されました。また、投棄地内ではダイオキシン類、あるいは鉛、揮発性有機化合物、これが基準値を超えて検出をされており、有機物による汚染が確認をされました。

その後9年間、現場周辺の水質検査などのモニタリング調査を継続的に実施していましたが、現在まで周辺の汚染拡大の徴候を認められておりません。

また、モニタリング調査の結果、投棄地内の状況は平成12年の詳細調査の時点とほとんど変化していないと考えられるため、周辺環境への汚染拡大の可能性は否定できません。

次に2であります。不法投棄問題の解決に関する私の見解と法律の適用に関する考えでございますが、私は平成15年に北沢地区の不法投棄物適正処理検討委員会の委員長として、この件に携わったという経過がございます。北沢の不法投棄物の経緯は承知しております。その上で申し上げますが、私は北沢の不法投棄物は安全性を最優先した県営最終処分場を建設して、そこで適切に処理することが実行可能な最善の方法と考えております。

この考え方によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、多重安全型システムを備えた安全で安心できる最終処分場の建設をしていきたい。不法投棄物を処分場を整備し、北沢の不法投棄物を適正に処理すると県の方針でございますので、そのように聞いております。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 2回目の質問に入ります。

協働のまちづくりについてお伺いをいたします。

多くの町民の声を聞き、その声を町政に生かすということは大変民主的な行政であると思っておりますし、徹底した説明責任というものを果たしてほしいと思っております。行政の一番大切なことは説明責任を果たすことだとも言われております。しかし、一方で町長には強いリーダーシップというの也被要求されている時期だと思っております。このリーダーシップを発揮するという意味で、町長がこういうことに関してはこの強い思いを持った施策等がございましたらお伺いをいたしたいと思っております。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） こういう時期でございますので、ぜひ那珂川町が活性化されるような、そのようなブランド品といいますか、那珂川町でしかないもの、そういうものをぜひもう行政だけでは今だめですから、町民の皆さんとなかなか大変だと思っておりますが、考えて、ぜひそのような方向で進んでいきたいというふうに思います。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 町長の言われるように、みんなで考え行動するという事は、今さまざまなアイデアや要望、あるいは要求といったことも当然生の声として聞くことになると思います。しかしながら、これをすべてを実現するという事は当然あり得ない、できないことでもありますので、今民主党がやっているような事業仕分け的な考え方で、とにかく何を優先すべきかといったその大筋の、例えば子育て支援は絶対これは外せないとか、そういった思いでやはりそういったものがきちんとしていないと大勢の声を聞くということ、いろいろなアイデアを町長が頭の中で仕分けをしなければならないという問題にもなってくるかと思えます。優先順位というかこれだけということもきちんと町民に示していただきたいなと、このように思います。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） この財政難のときですから、当然今民主党がやっているような事業の仕分け、これはこの当町においても私はする必要があるだろうと。ですから、行財政改革をしっかりとやりたいと、そのように思っております。

今言いました子供の医療無料化の件についても、来年度にはしっかりとやっていきたい、実行していきたいと、そう思っております。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） このまちづくりについては、これから町長の本領発揮だというところでもありますので、その町長の手腕を今は見守っていきたいと、そのように考えております。よろしく町のためにしっかりした施策を行っていただきたいと思えます。

2番目に不法投棄問題の解決について質問を行います。

私は何度もこの質問を繰り返してきましたが、法的根拠が全く説明されないんですね。危険である、安全第一であるとかというような答弁がありましたが、それは町民の命にかかわることですから、安全を最優先するというのは当然のことです。しかしながら、行政にはその法律による行政の原理というものがあることもご存じだと思いますが、これは行政が行政行為を行う場合においては、すべてが根拠となる法律に合致していなければならない、そういった行政に対する縛りがあるんですね。それに全く合致していないということを私は何度も申し上げてきているわけです。

不法投棄された問題の解決というのは、危険であり、また安全第一に考えて処分場をつくってということではなくて、その不法投棄という、これは犯罪なんですね、犯罪行為を解決

するためには、法律というものが適用される、また行政においても、決められてある法律の中で解決を図るということが要求されるわけであります。

そういったことで、その法的根拠がなぜ示されないのか、どういう法律をもって北沢の不法投棄を解決しようとしているのか、そこが説明されていないんです。そこを説明していただきたいと思っております。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） この法的な根拠であります、ご承知のように、廃掃法によってあれを北沢に不法投棄されたものを処理するということだというふうに思います。それには、その廃掃法というのはいろいろなことがございまして、まずは行為者が廃掃法を適用するには、排出行為者がこれはまず第1番目にそれ処理をする、不法投棄されたものをということだと思っております。その次が排出事業者、それから土地の所有者とか、それからもちろんそのほかに県とか町とかありますけれども、今度の場合は、あそこの北沢の場合は、この行為者がもう死亡してしまっているんですね、それから倒産してしまっているということです。それから、この排出者、排出事業者も大半がもう特定できない。それから、土地所有者もこれは住民への被害が出るか、被害が差し迫っていない場合はこれは責任を負うことはちょっと不可能ということだそうでございます。

そのようなことで、県の行政代執行というのがありますけれども、これはいろいろ県ではこれはあそこの場合は生活環境とかこの保全上差し迫った支障がないということでできないと、こう言っております。その中にもいろいろ理由がありますが、当然排出者とか行為者とか土地所有者とか、そういう方が負担できないという、処理できないという場合には多額な負担がかかるわけですし、その負担が何十億とかかるという、そういうことで県ではとてもそんな金を出せないということだろうというふうに思います。

そこで、やはり県は管理型最終処分場をつくって処理する、それが一番安全なあそこの処理方法だということで、町のほうでも県のほうに要求をして、以前の町長がお願いをしたということがあります。

また、町としてもこの法的にはこれを撤去する責任はあるんですが、これはとても既存の処分場ありませんし、新たな処分場を建設する力ありませんし、その他の施設に持っていくのには受け入れてくれませんし、その金もないということで、県に前町長はこの公共事業が一番いいということで要請をしたのではないかなというふうに思っております。

それが今あそこの北沢の状態は還元状態にあると言ってもいいと思うんです。酸化状態に

なるとそういう鉛とかそういうものが流出してくるということだろうというふうに思います。そういうことから廃掃法によって処分すると、そのように思っております。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 質問が1番と2番が入れかわってしまって申しわけありませんが、2番のほうを変更して質問を行っていきたいと思っております。

今、町長が廃掃法によって解決を図っているというような答弁がされたわけですが、これは廃掃法というのは処分場で解決しようというようなことは廃掃法のほうには全然うたわれていないわけです。廃掃法というのは、こういった不法投棄されている産廃、一般廃棄物も含めてですが、そのごみを片づけるための法律でありまして、それは罰則を伴った措置命令をかけたといったような、そういった解決を図りなさいという、そういう法律なんですよ。ですから、措置命令をかけるということは、これは廃掃法の中できちんとうたわれていることなんですよ。それがされていないわけです。

そして、処分場をつくるということは、その廃掃法という法律の中とは全然次元が違う話でありまして、ここから住民だましというか、完全に話をすりかえてしまった。北沢の不法投棄が危険だということで、そのごみを何とかしなければならぬ、片づけなければならぬということからスタートしているのに、処分場ということで処分場にすりかえてしまっているんですよ。法律はそういうことを一切触れていないんです。

つまり、廃掃法の中ではきちんと法律によって罰則を与えて解決を図りなさいという、これをなぜかという、当然酒酔い運転でもそうですが、酔っ払いで捕まってしまったというだけで何の罰則もなかったらば、それではいつになってもそういった酔っ払い運転、酒飲み運転はなくならないわけです。つまり、きちんとその法律の中で罰則を与えているんです。それが措置命令なんですよ。措置命令をかけて、そしてその費用の負担をさせるというのがその法律なわけですから。しかし、当時の法律、平成2年に不法投棄されたときには、その法律がそこまで整備されていなかったと。つまり、不法投棄されたごみを片づけるために法律できちんと罰則を与えるという、そういう内容までいってなかったんですよ。ですから、最初はどうしようもないというようなことで、処分場をつくって解決してもらおうほかないんじゃないかというような、そういう考えで行政が進んだと、そういう言いわけをしたとしても、それはそれで通るんですよ。

だけれども、それは平成15年までの話なんですよ、平成15年にできた産廃特措法とい

う法律ができたことによって、行政が今まで言ってきたことはでたらめだということになっていってしまうわけですね。

結局新しく法律ができて解決の糸口が法律によって解決できることになってきたにもかかわらず、同じことを県は言っているわけですよ。処分場をつくって解決するのは実現可能な唯一の方法だと、最善の方法だというような言い方をして、これは本当に住民に対してまるで勘違いをさせる、振り込め詐欺のような言い方だと思うんですよ。

本当に方法がないのかといたら、そうではなくて法律できちんと平成15年以前の不法投棄、その不法投棄が生活上の支障を来す、あるいはそのおそれがあるそのごみに関しては、特定産業廃棄物として特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という法律ができて、その法律で解決を図りなさいと、その中で、その場合必ず措置命令をかけて費用の負担をさせなさいと、こういった法律になっているわけですから、そういう法律を全く適用しないで、住民に対しては処分場をつくるのが最善の方法だと、これはだましましょう。そうではなくて、こういう解決策があるんですが、処分場をつくることによって町にこれだけお金が来ますよというのであればまだしも、そうではなくてそういう住民をだますような行為で処分場がつくられてしまうというのは、これは絶対に許すことはできないと思うんです。

それに不法投棄者に措置命令をかけたとしても支払い能力がないというようなことを町長のほうからも言われたわけですが、これは措置命令というのはかけてみなければ相手方に支払い能力があるかどうかということとはよくわからないことだと思います。

そして、ごみを出した業者が今になってはもうわからないというようなことも町長のほうから答弁があったんですが、それも大きな町長が受けた報告はそれは間違っております。私は検察庁のほうに行って、この事実を確認してきました。これは当時裁判にかけるために、すべての排出事業者を警察が現場にパトカーで駆けつけていて、そしてそのパトカーで戻っていくダンプを後を追って行って、そしてすべての排出事業者を確認をとりましたと、裁判にかけるためにということを、これは警察からも聞いておりますし、検察庁でもその資料はそろっておりますよと。ただ時間がたったので、今その資料が残っているかどうかは定かではないんですが、間違いなくそういう事実があります。また、この県営処分場問題はずっと継続しているわけですから、そういった証拠を破棄するということもないのではないかと、このようにも思っておりますが、その法律がきちんと解決の糸口ができていにもかかわらず、その法律が適用されないという、このことについて説明をお願いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 法律の件についてお答えいたします。

議員言われているその特措法の件だと思いますが、まず特措法の適用につきましては、産業廃棄物処理法同様に不法投棄者への措置命令や行政代執行を伴うこととなりますが、本件の場合、不法投棄者が撤去費用を負担する見込みがなく措置命令をかけても実効性を欠くこと、また行政代執行により撤去を行う場合は多額の県費負担が生じること、また埋め立て処分先の確保が必要なことなどから慎重に検討する必要があります。

このため、北沢不法投棄物については何度もお答えしていますように、県営最終処分場を設置して全量を撤去することが実現可能な最善の方法であると県のほうでは判断しております。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 何度も何度もその同じことで繰り返しになってしまったのでは、それでは本当に先に進まなくなってしまうんですが、相手方に支払い資力がないからと措置命令をかけないということは、例えば、お金を持っていない、貧乏であれば悪いことをしてもそれを弁償するというか、例えば車をぶつけてしまったと、しかし相手に支払い能力がありそうもない、相手に請求できない、それが町の車だと。しょうがないから、これは町の予算で直す、相手に支払い能力がなさそうだと、そういう判断というのは、そんなことを言ったら法律ではなくなってきてしまうと思うんですよ。支払い能力があるかないかということではなくて、もっと行政というのはその不法投棄されたごみによって生活上の支障を来たすおそれがあるという、その周辺住民の生活を守るために、もっと毅然とした態度で行わなければならないことなんですよ。そして、私は何度か言ったこともあるんですが、その措置命令をかけないで、相手の支払い能力があるかどうかわからないという、支払い能力がないとかというのはどうしてわかるんですか。これは不法投棄しただけではなくて、その不法投棄者に対してごみを預けたといいますが、不法投棄者にごみをお願いした業者、結局きちんとした処理がされるかどうかということの確認を怠ってごみをその業者に預けた、つまり不適正処理を行った業者に対してごみを預けた人も不適正処理の一人なんですよ。つまり、そういった不適正処理にかかわったすべての人たちからその費用の負担をさせるというのが、この特措法の法律のいっているところなんです。

ですから、不法投棄者当事者2人だけを見て、これは支払い能力がないよというようなことではなくて、措置命令をかけて、そして代執行を行ってこの人たちに費用の負担を請求すると、これがその法律であるし、なぜそういうことをしなければならないかという、ごみを片づけるという簡単なそういう言い方ではなくて生活保全上の支障を、これを守ることですよね、支障を取り除くという、それが行政代執行の意味なんです。

ですから、県はこのごみに対して、有害物を含んでいるということで全量を撤去する必要があると、こういうふうに発表しているわけです。つまり、危険ですよということを町民に広報紙等で知らせているわけです。住民は内容をよく知らないけれども、とにかく危険だと、あのごみはあのままにしておけないんだというようなことになっております。そのごみを解決するために、そこでこういう法律によって解決策がありますよということを町民に知らせていくべきだと思うんですが、その部分を隠してその処分場をつくって解決するのが実現可能な最善の方法だというような言い方をしてしまうと、本当のことを町民は知らないで、処分場で解決するしか方法がないんだぞというような間違っただけの情報を受け取ってしまうんです。

これはここで間違いであるということを経営側に認めてほしいし、そうでないならば、きちんとそれを説明していただきたい。その特措法によって措置命令をかけて解決を図らないで、処分場をつくるのが実現可能な最善な方法だと、こういう言い方をするにはなぜ特措法を適用できないのかと、またその処分場をつくるのがなぜ最善の方法なのかといったことを説明していただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） なぜ措置命令をかけないのかというご質問なんです、何度もお答えしていますように、措置命令をかけたとしても実効性がないというような県の判断でございます。この事業につきましては、法律的な解釈につきましては、あくまでも県事業でありまして、県の判断を町としましては尊重しております。県は法律に基づいて適正に処理していると聞いておりますので、そのようなことで今ここで町のほうで今、小林さん言われたような、行政の判断というのはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 何度聞いても法律による行政の原理ということから大きくかけ離れていますし、こういう、もう一度聞きます。法律による行政の原理という言葉、またその

意味、室長はご存じですか。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 法律の意味、原理といたしますと、当然ここで言われている廃掃法、廃掃法に基づいて措置命令、代執行という流れが法律であると思います。ただ措置命令をかけていないというのが今までお答えしたような状況なので、現在のところはかけていないということでご理解いただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 全くその内容が私の質問には合致していないんですが、今現在では何度聞いてもお答えは同じだと思います。

これは県としっかりと話し合っ、情報の共有化を図ってきちんと、毎回後ろに県の環境整備課、つまり馬頭処分場対策推進室の職員が来ているんですよ。ですから、こういった質問に対して、今回はきちんと答弁が返ってきてほしいと私は思っているんですが、それが何度質問しても返ってこないというのは県との情報の共有化が全くされていないという感じがしますし、きちんとこの次には答弁ができるようお願いしたいと思います。

これは新聞の何日か前、10日ぐらい前に県の不許可取り消しという見出しで矢板の場外車券売り場の建設について県が不許可を出したことが、それが取り消しになったと、こういうこれは開発審査会が解決を出したと、こういう記事なんです、これは県が不許可にした県の処分理由が許可基準を定めた都市計画法第33条の基準に適合していないという、この県の判断は、これは判断する法律が間違っているということで、この開発審査会が県の不許可を取り消したという内容であります。

何が言いたいのかというと、私が何度も行政不服審査請求をするというようなこと、また県が処分場の設置許可申請がされているにもかかわらず、もう1年10カ月許可が出ていない状況があるということを私は前から何度もこんなでたらめな許可申請は絶対に通りませんよということを何度も申し上げてきた。これはなぜかということ、この審査会というものが当然あって、その中で法律の専門家ももちろんいるでしょうし、いろいろな専門家が、我々の出している、訴えている審査請求や意見書の中でこういう間違っ行政が行われているという訴えに対して、許可するのはこれは間違いだろうという判断がそこでされているんだと。いや当然賛成すべきだという人と意見が分かれると思いますが、当然守る会を出している意見書の中に言っているこの特措法の適用によって解決を図るべきだと、また処分場を設置する

のであるならば、これは複数の候補地を挙げて比較検討する必要がある。備中沢だけを適地だと、適地を見合わせるだなんていって、これは事業合わせと同じですよ、1カ所しか見ていないんですから。そういうでたらめな行政をやっていることを許可しないでほしいと、そういう意見書を出しております。それによって、許可が出ていないと、出せないと思っているんです。出したとしても、こういったようにもっと上級の行政不服審査会に請求をするわけですから、そこで県の行政の間違いが指摘されるはずですよ。本当に重要なこと、どうしても答弁が欲しいんですが、きょうは何としてもその答えが返ってきそうもないです。

ですから、次の質問に入ります。

本当に北沢の不法投棄が危険であるかどうかという質問に入りますが、時間が足りれば、今までこう見えていなかったものがだんだん見えてくるものであります。北沢の不法投棄もその平成12年に詳細調査が行われて、そのときの調査報告では危険だということで、全量撤去が必要だと、そして処分場をつくって解決するのが実現可能な最善の方法であると。また一日も早く実現をさせたいというような感じでどんどん行政が住民に間違った情報を流していたと。当然これは住民側から見れば、考える余地を余り与えてもらえないと。本当に危険なんだろうかと疑ってみるということが全くできないくらいしょうがないんだというようなことで進めてこられたと。小川地区の人に至っては、合併当初から前町長なんですけど、もう処分場は決まったことですからというような、どこでもそういったようなあいさつがされて、もう決まってしまったことは反対してもしょうがないだろうというみたいな、そういう間違った情報が先行してきた、そういうことでありますけど、余りにも時間がたったことによって、これはだれもみんな今、本当に北沢は危ないのと、そういう感じで北沢が本当に危なくないんじゃないかと、そういったような声が非常に出てきております。

さきに行われた北沢フォーラムの中でもそういった意見が集中したわけではありますが、これに対して、本当に危険だという鉛が、確かに環境基準値を超えて検出されております。しかし、そのわずかに約3倍ぐらいなんですよね。そしてダイオキシンが検出された。これも環境基準の1,000ピコグラムに対して1,300ピコグラムということで、わずかに0.3倍というんですか、そのぐらいしかオーバーしていないと。これは例えば、ごみを野焼きすればそのぐらいのダイオキシンが至るところにあると思います、はかればね。そのぐらいの内容なんです。それが処分場をつくる根拠となっていることに非常に疑問に思っているんです。

町長が先ほど還元状態にあるというような表現をされましたが、これは県がそう言っていることですが、本当に還元状態であるのかどうかということです。あの当時、詳細調査

ではあれほど掘削したでしょう。そして、有害物質が検出されていると言っているそのごみも同じまたそこへ元へ戻しているんですよね。還元状態がそのときにああいうふうでは完全に破られたと、還元状態というのは酸素が通わない状態を言っているんですよね。酸素が通わない状態ではなくなっているわけです。にもかかわらず、その後モニタリングをずっと調査してきても、全く有害物質が検出されていない、そのモニタリングがその中で検出されていない。これは普通であれば安全宣言を行政側としては住民に一日も早く安心してもらうために、もう安全ですよという安全宣言をするべきことではないのかなと、そう思うんですが、改めて、いやそうではなくてという、その危険であるという部分を説明していただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 危険性についてのご質問なんですけど、現在北沢地区に投棄されている廃棄物は、先ほど町長のほうから答弁したように還元状態にあると推定されております。周辺への汚染拡大の徴候は見られませんが、廃棄物は違法に捨てられたものであり、投棄された廃棄物すべてが明らかになっているわけではございません。調査時点のものについては明らかになっておりますが、すべてがなっているわけではございません。

そういう中で、万が一将来の自然災害等、不慮の事態が起こらない保障というものはありません。投棄物が拡散、拡大の可能性については否定できないというように考えております。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 私は何もあれが、有害物があそこに全くないんじゃないかとか、そういうことを言っていないんですが、つまり比較検討するわけですよね。処分場をつくってまであのごみを解決しなければならないほど、その危険なのか、費用対効果という言葉がありますよね。北沢を片づけたことによって、本当に町民が安心できるのかということ、そのかわりにこの備中沢に大きな産廃処分場がつくられると、これを比較して本当に北沢がなくなってよかったと、町民が言えるのかということですよ。

先ほど言ったように、北沢の不法投棄というのは、この前の北沢フォーラムという公聴会のような、公開討論会のようなことが当然県の処分場推進室、それから対策室長も出席されましたよね。ああいう形で行われて、あの中で本当に危険なのかということに対して、危険だという明快な答弁が全くされなかったわけですよ。ですから、そこででは北沢の何が問題

なんだという質問があったときに、県の馬頭処分場推進室の室長、加藤さんが、実は風評被害、これが一番問題なんですと、そういう答弁をされましたよね。これにはみんな唖然としましたよ。北沢の不法投棄されたごみを処分場で解決しなければならないと言っているのに、本当に危険なのかと迫られてきちんと答えないから何が問題なんだと言われたら、風評被害だというような答弁がされたということは、風評被害というのは、これは県が安全ですよという安全宣言をすれば出ないで済むんですよ、風評被害は。しかし、処分場に関しては、これは安全宣言というのを出したとしても、それは全然規模が違うものですから、処分場が安全だと思う人もいないだろうと思うし、その風評被害というのははかり知れない、はかりにどうしてかけるんだという問題なんです。ですから、北沢が心配だ心配だと言っていて、もっと心配を招くというような、そういう愚かな行政が行われようとしているわけですよね。

これは処分場と北沢とどちらが心配になるのかといった、こういったことに対して今、室長はどう考えているのかお答えいただきたい。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 処分場と北沢の安全性という多分ご質問だと思いますが、北沢については、先ほど来ご答弁しているように、現実的には確認されていない状況で、モニタリング調査においては危険性、汚染はされていないという結果ではございますが、違法に投棄された廃棄物でございます。確認されておりません。その辺のところから北沢については、安全宣言とかそういうのは当然行政としては出せるものではございません。

また備中沢の処分場につきましては、県のほうでも最新の多重安全システム、ハード・ソフト面に対しても最善を尽くしたものをつくるということでありますので、町のほうでもその辺のところは尊重して安全な処分場であるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 小林 盛君に申し上げます。

質問時間を超えておりますので、速やかに終了願います。

6番（小林 盛君） 終わります。

議長（石田彬良君） 6番、小林 盛君の質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時30分

議長（石田彬良君） 再開します。

益子明美君

議長（石田彬良君） 一般質問を続けます。

3番、益子明美さんの質問を許可します。

3番、益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 3番、益子明美です。質問通告書に基づき2項目について質問いたします。

昨日の大金議員や鈴木議員、本日の桑原議員や小林議員の質問と重なっている部分がありますが、再質問からは角度を変えて質問したいと考えますので、1回目の質問は通告どおりとさせていただきますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、町長の施政方針について。

先日の臨時議会の際に町長は所信表明をされました。新町長の施政方針は大きく分けて6項目に分かれていると理解しております。

地域を元気にするまちづくり、安心・安全に暮らせるまちづくり、命輝くまちづくり、楽しく学ぶまちづくり、自然に優しい環境のまちづくり、そして町民と一緒に考えるまちづくりと述べられていました。その中で細かい施策に触れられていましたので、具体的に質問してまいりたいと思います。

ただ私の質問通告は町長の所信表明の前でしたので、主に町長選挙のときにまちづくりの取り組みのあらましとして公約に掲げられていたことを中心にお聞きしてまいります。

まず、那珂川町独自のブランド品開発推進を行っていくとありますが、具体的にどのようなものをブランド品として考えているのか。または、従来からある小砂焼や竹細工などの伝統工芸品、美人の湯、また最近では夕焼け温泉郷として親しまれている温泉、日本一の漁獲高を誇る那珂川のアユなど既存のブランドを新しい手法で強力に町外、他県にアピールして

いく考えはないかお伺いいたします。

次に、所信表明の中で、町長は安心・安全な農産物のブランド化で交流人口の増加を図っていくと述べられておりますが、具体的にどのように結びつけていくのか伺います。

交流人口の増加には、一度那珂川町を訪れていただいた方に再び来ていただく方法や1人の来町者から多数の人へ広がる仕組みづくりを考えることが必要と思います。

那珂川町友好会員制度などを創設し、那珂川町を訪れた人に会員になってもらい、温泉や商店街、観光施設、美術館やタクシー料金などの割引特典などをつける工夫をして何度でも那珂川町を訪れていただけるように、または家族や知り合いの方を紹介してもらえるなどの方法を考えることはしないかお伺いいたします。

3番目として、定住化促進と雇用の場の確保のため、企業誘致優遇措置条例の具体的な内容はどのようなものかお伺いいたします。

4番目に、町長は公約の中で、行財政改革の取り組みとして町長給与の30%削減と行政組織のスリム化の推進として、町職員の定数削減について町民100人に対して職員1人を目標とし経費の削減に取り組むとされておりました。町長給与の削減については今議会に議案として提出されておりますが、職員の定数削減については所信表明では触れられておりませんでした。どうしてでしょうか。町民100人に対して職員1名が妥当とする根拠と具体的にはいつごろを目標に実行するのかお伺いいたします。

5番目として、命輝くまちづくりの中の子育て支援策として、医療費助成を義務教育終了時までとし、町内の病院では窓口支払いをしなくてもよい体制にするとされておりますが、具体的に町の負担はどれくらい増加し、その財政的な裏づけはどうするのか。また町内の病院の理解は得られているのかお伺いいたします。

6番目として、高齢者福祉については将来を通して健康に暮らせるまちづくり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとしてデマンド型交通システムの導入などを挙げておりましたが、その他、全般的な高齢者福祉については那珂川町の状況がどのようなものであるか、現況をどのようにとらえ、福祉施策充実のために考えていることはどのようなことがあるかお伺いいたします。

処分場問題についてお伺いします。

町長は所信表明の中で、自然に優しい環境のまちづくり、町民と一緒に考えるまちづくりを挙げました。処分場問題については、さまざまな意見や反対の考えがあるということを知識されているということ、住民の合意形成についてや処分場問題に関して町民の声が反映さ

れるよう努力すると述べられていたと考えています。そこで、改めて町長は馬頭処分場に関してどのようなお考えであるか伺います。

次に、現在まで地元住民との合意形成は得られておりません。搬入路の反対や処分場予定地の買収が進んでいないこと、住民合意が得られていないことに関してどのように感じておられるかお伺いいたします。

3番目として、11月に実施すると県が発表しておりました北沢地区の汚染拡大未然防止対策については、住民説明会の際、さまざまな意見が出されております。それぞれの意見について町長の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（石田彬良君） 答弁してください。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 益子議員の質問に答えます。

まず、町長の施政方針についての第1点目、那珂川町独自のブランド品開発推進につきましては農林水産物、それから工芸品、温泉、その他観光資源を県に申請し認定をいただいております。これらの資源を生かした計画により地域の振興を図りたいと考えております。農工商連携事業、産学官連携事業の推進もこの地域ブランドの取り組みとして大変重要だと考えております。

また、既存ブランドのアピール方法であります。那珂川町の地域資源でありますアユ、八溝杉、小川地区の温水水、小砂焼、馬頭温泉郷、唐の御所横穴、那須神田城跡、鷲子山上神社、富山のささら舞など多数存在していると思います。

特に、このイノシシ肉が町を代表する特産物になっており、温泉トラフグについても各種マスコミで取り上げられております。また、やすらぎの栃木路県外キャンペーンや水戸藩開藩400年フェスティバル、その他各種キャンペーンや栃木道の駅スタンプラリーや栃木県立自然公園スタンプラリーなど那珂川町の地域資源を積極的にPRしております。

2点目の交流人口の増加とブランド品開発の展開についてであります。那珂川町の地域資源を最大限に活用し、観光を初めとする多様な産業が力強く成長発展するよう振興を図り、地域の活性化、商店街の活性化を促進するとともに交流人口の増加をつなげていきたいと考えております。

また、交流人口の増加のため、友好会員制度などの割引特典などを工夫してはどうかとの

ご提言でございますが、現在は馬頭町温泉保護開発協会では9月から12月にかけて抽せんにより温泉宿泊半額券をプレゼントする温泉キャンペーンを実施しております。来年4月より旧2町にあった商工会と観光協会が合併して、新生那珂川町商工会並びに那珂川町観光協会が発足することとしたので、今後農産物を含め地域資源の活用について、これらの団体と友好会員制度等も含め研究してまいりたいと思います。

3点目の企業誘致優先措置条例の具体的内容ですが、桑原議員にお答えしたとおり、既存の優遇措置を拡大することや、企業立地奨励金や雇用促進奨励金などの優遇措置制度を研究し、私たち自身が企業訪問やPR活動を中心に積極的に企業誘致を推進してまいりたいと思います。

4点目の職員定数削減についての職員数の根拠ではありますが、削減の時期についてお答えいたします。

私は町長選に立候補するに当たりまして、行財政改革の取り組みとして町職員について100人に1人の職員を目標とすることを掲げました。この厳しい財政状況下において、行財政改革を推進する上で人件費の抑制は重要なポイントになっております。県内の同規模団体と職員数を比較しますと、平均で町民100人当たり1.1人、本町は1.4人です。また、人口と産業構造による区分した普通会計における類似団体が国から示されておりますが、本町と同じ区分の団体は全国で36団体ありますが、その平均が0.9人に対して本町は1.2人となっております。むろん各種団体によって行政組織、この運営のあり方が異なっております。本町で言えば、ケーブルテレビや美術館の特殊な業務や保育園、幼稚園、給食センター業務の職員数を多くしている要因等も考えられますが、町民のご理解、ご協力のもとに行政改革を進める上では、総合振興計画にもありますように、町の身の丈に合った小さな行政、これを目指し住民サービスの低下を招かないように配慮しながら、平均的レベルの職員数を指す必要があると私は考えております。

なお、削減の時期についてであります。桑原議員のご質問にお答えしたとおりであります。

次に、5点目の子育て支援策に関してであります。私が所信表明で申し上げましたとおり、子育て支援策の一つとして、医療費にかかる家庭の負担を軽減するため、次年度より子供の医療費助成を中学3年の義務教育終了時まで拡大してまいりたいと考えております。

財政的な裏づけとしては、行財政改革により節約を図り、それを少子・高齢化対策に振り向けるという形で確保してまいりたいと思っております。

また、町内の病院の窓口でお金を払わなくてもよい現物支給につきましては、子供を診る側の県内小児医療団体やこの県医師会などから安易な医療機関の受診の増加につながり、小児、この緊急医療体制が崩壊しかねないとする要望を出されていることでもありますので、財政負担の増加なども考慮して今後総合的に判断してまいりたいと思います。4年のうちには、この公約は守っていききたいというふうに思っております。

4点目の高齢者についてであります。当町における平成21年11月現在の高齢者は5,562人で高齢者率が実に28.5%となっております。ひとり暮らしや高齢者世帯も増加の傾向にあり、介護の認定率も21年11月には15.8%にもなっております。地域社会の機能や世帯構造が大きく変化している中であって、ひとり暮らし高齢者や要介護者への支援のあり方が改めて課題となっております。

現在、当町において介護保険による地域支援事業としての各種事業のほかに、老人在宅福祉事業として地域の敬老会の開催や老人クラブ、シルバー人材センターへの補助事業、インフルエンザワクチンの接種費用の助成に加え、各種相談支援事業を実施しております。

特に、本年度からケーブルテレビを活用した緊急装置の対応事業の実施により、ひとり暮らしの高齢者等に対し緊急時の対応を図られる体制をとっております。今後ますます高齢化が進む中では、高齢者が安心して暮らせる環境の整備が急務であり、その1つとして、高齢者が不自由なく外出できる新たな足の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、こうした制度の充実ばかりでなく地域社会全体での見守りを初めとする支え合いが、最も重要なものとなってくると考えております。現在、地域福祉計画の策定や要介護台帳の整備等を実施しているところであります。行政と住民との協働によってだれもが安心して地域の中で暮らしていける地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、2項目の処分場問題についてであります。県営最終処分場をどのように考えるかというご質問ですが、この北沢地区の不法投棄物を放置することはだれが見ても好ましくないということは言うまでもありません。その対応策として、県営最終処分場を整備し不法投棄物を全量撤去することが現実可能な最善の方法であると考えております。

次に、県営処分場の建設の住民合意が得られていない現状をどのように考えるかですが、この地域住民の理解を得られるよう、事業主体である県の粘り強い努力を期待するとともに、地元の町長として合意が得られるよう地区住民の皆様と県との橋渡しができればと考えております。

最後に、私は町長に就任する以前に、県から地区住民の皆様へ示された北沢地区不法投棄

物の未然防止工事についてですが、説明会ではこの地区住民の方々からさまざまな意見が寄せられております。私としても、地区住民の意見をよく踏まえ慎重に検討されたい旨、県に要望をしておりました。県からは検討の結果、当面工事は凍結したいとの連絡を受けましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、再質問に移らさせていただきます。

まず、那珂川町ブランド品の開発と交流人口の増加についてでございますが、那珂川町独自のブランド品を開発して交流人口の増加に結びつける、その手法について具体的な施策があるのかお伺いしたつもりです。

ブランド品の開発については、研究会を立ち上げることを、また従来からある認定特産品の利活用については、昨日の鈴木議員への答弁にもあったように、道の駅ばとうや町ホームページを利用したりしてアピールする。また今ご答弁されたように、キャンペーンスタンプラリーを利用した拡販に努めるということをご答弁いただいたと思うんですが、そのような方法が従来はとられてきたわけです。今までどのくらいの交流人口があつてそれ以上にもっとふやしていきたいということを町長はお考えになられて、新しいブランド品を開発して、さらなる交流人口に結びつけたいというお考えであると思うんですが、そのために、ではどうしていけばいいのだろうということを考えたときに、町の特産品を一つ一つ紹介する手法ではなくブランド品を一まとめとして、どのような人にどのようにアピールできるかを考えていかなければならないと思います。

例えば、市場シェアとマインドシェアという考え方がありますが、市場の占有率等をとるのか、心の占有率をとるのか、多くのお客さんをとるのか、1人のお客さんの心に深く入り込むという手法の考え方があると思います。市場シェアをとろうとするとより多くの人に合わせる必要があり、平均的なものを、特徴ないものを売りにするということになり、このような方法は当町にはPR方法としてはそぐわないのではないかとこのように私は思っています。

また、既にあるものをどのように違う形で売り出すかということが大切であるかと思えます。例えば、旭山動物園はご存じだと思えますけれども、旭山動物園を例に挙げますと、ここは皆さんご存じの行動展示という、ユニークな動物の見せ方をして成功したところであ

ります。普通はおりの外から人が見るのですが、外を中に変えておりの中の動物をおりの中から人が見る。例えば、シロクマのおりの中に、地面に丸いカプセル状のものをつくって、そこから顔を出しておりの中のシロクマを見る。人間はえさのような状況になって動物を見るという、ですから、動物の行動体系そのままが見られるということで、とてもユニークな発想でお客さんがどんどんふえたということですよ。そういった発想を転換した成功例というところに学ぶことというのはたくさんあると思います。商品を変えるのではなくて売り方を変える。新しいものを探すのではなくて、古いものを、従来からあるものを新しい切り口で取り組んでいけば、人は興味を持ってやってくるのではないかということです。

そういう意味では、温泉トラフグは何で温泉でトラフグなんだというところに発想のユニークさがあって今売りになっているところであると思います。テレビやマスコミで取り上げられているようになっているのは、そういった発想のユニークさが売りになっているのだと思いますが、その商品自体の真新しさだけではいずれはまた振り向かれなくなるということも考えられます。

そこで、八溝ししまるや温泉トラフグは今売り出し中の那珂川町の特産品のブランドであります。そういったブランドの1つ、そういった新しいブランドを売り出していくという重要性もあるかと思いますが、今ある資源をどう発想の転換で再利用し、交流人口増加を図れるかということを考えることが先決であると思いますが、いかがお考えになるかお伺いします。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） まさに益子明美議員の言うとおりであるというふうに思います。

ですから、どうぞ私、これからは行政だけではこういう問題が前に進みませんので、益子議員が本当に素晴らしいアイデアを持っておると私も思っておりますので、ともにこの那珂川町発展のために、そういう今言われたようなことを役場としても考えていきたいし、そういう方向に向かっていきたいというふうに思います。ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 私の今言った考え方も尊重していただけるというふうにとってよろしいんでしょうか。

それで、実際にじゃどうしたら今までの那珂川町のブランド品を通して交流人口を深めら

れるのかということに考えを向けていかないとなりませんよね。

例えば、山形県最上町では、100万人交流の町として役場内に交流促進課を置いて100万人交流条例というのまでつくって、役場一丸となって交流人口の増加に努力をしています。その中の1番の施策は友好会員証の発行なんですね、こういった会員証をこれは私の友人のお子さんの大切なものをお借りしてきたんですが、こういった会員証を発行しているんです。100万人ですごい多い規模を目指しているような感じですが、実際のところまだ会員数は3,000人に満たないというような状況であるということは聞いているんですが、こういった一度訪れた人にまた訪れていただく、その町のよさをさらにお伝えして何度も訪れていただくということが交流人口の増加につながっていくと思います。

そこで、那珂川町では年間にどれくらいの交流人口が存在しているのか、また一度訪れた方がまた再び訪れていただけるような、訪れていただいた人へのフォローというのはされているのかお伺いいたします。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 益子議員からの山形県の最上町については参考資料としていただいておりますので、これを先ほど町長が答弁したような今度の新しい、来年4月から商工会、それと観光協会が合併しますので、その中で町もその団体と一緒になりまして検討していきたいという考えを持っております。

それと交流人口につきましては、平成20年度の実績では約185万人の交流人口を実績として、県のほうに報告して上げております。

以上です。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 185万人というのはかなり大きな人数である、かなりの方が那珂川町を訪れてくださっているということですよ。

ただその方たちへの次に、こういった行事が那珂川町にありますよ、こういったこともしていますよというお知らせ、フォローというのはされていないのでしょうか。もう一回お伺いします。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） フォローは、今、益子議員からお話があったのと、先ほど町長から答弁があった温泉街のキャンペーンなどについては、その方に対してもまた再度通知

するような形でフォローはしております。

それと学官連携で宇都宮のメディア・アーツ専門学校と交流をしておりますので、その中で今、生徒さんの中から新しい発想で那珂川町の観光に関するホームページを作成したいという意見がありますので、その学生さんの新しい発想の観光に関するホームページにつきましても、町と今度できます新たな観光協会の中で今後交信できて、また発信できるような形にもっていきたいという考えを持っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 新しい観光協会、商工会等で新たな取り組みを考えていただくという方向を考えていらっしゃるという課長のご答弁なのですが、きのう鈴木議員もおっしゃっていたと思うんですが、町が率先して本当に交流人口の増加に取り組んでいますよという形を見せていただかないと、なかなか商工会や観光協会に投げかけても伝わっていかないというものがあると思いますので、その辺の協力体制というのは確実にバックアップしていただきたいと思います。

フォローアップなのですが、一度訪れた方に再び訪れていただく、またはさらにその人から広がりを持っていただくということに関しては、やはり通信というのが大事だと思うんですね。これは先ほど最上町の例なんですけれども、友好会員になっていただいた方に、これは季節ごとだと思うんですけれども、こういった通信を出してぜひまた春にはこういうことが行われますので訪れてくださいということと、お元気ですかというお便りを添えて発信しています。こういった情報を自分からアクセスするのではなく、向こうからやってきたものに対してはより心の中に深く残りますし、また訪れてみたいという気持ちになるということがありますよね。その1人の人の心を深くとらえるという形の代表な例だと思いますので、ぜひこういった通信を観光協会でも結構だと思うんですが、訪れた人にまた再び訪れていただく形として出していただければいいと思いますが、そういったことは考えられますでしょうか。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 益子議員のふるさと便の関係につきましては、今後町としてもぜひ検討させていただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

企業誘致優遇措置条例についてでございますが、本日の桑原議員の答弁にあったように、固定資産課税免除を3年からそれ以上にする、それから立地奨励金制度、雇用を促進する奨励金制度などの創設も考えているというご答弁であったと思います。前日の大金議員の答弁でも、プロジェクトチームの立ち上げについて触れられて前向きに検討というふうにおっしゃっておいりましたよね。

きょうの答弁の中でも、町長みずからがトップセールスという言葉をお使いになったかと思うんですが、トップセールスで頑張りたいということを聞いておりますので、そういったお気持ちが十分あるというところでお伺いしたいんですが、経済産業省が企業立地に頑張る市町村20選というのを出しているのはご存じでしたか。

そこには、何も交通の利便性がいいとか優遇措置を講じているとかいったことではなくて、企業誘致に成功している市町村の例が載っているんです。全体的に言えることは、第1にトップセールス、市町村長がみずから足を使って動く、平均年間足を運ぶ回数は100回以上というふうに出ておりましたが、次に大事なのはアフターフォローの充実と出ておりました。誘致してそのままではなく、きめ細やかな誘致後のフォローアップが大切である。第3に地域資源やその土地に合った、まとを絞った企業への働きかけが成功の秘訣と見てとれました。

例えば、栃木県なんかでも足利市と日光市などがそのトップ20に連ねているんですけども、足利市は例えば職員全員が営業マン、企業誘致大作戦1万社リストアップ作戦と銘打った全庁的な取り組みによる誘致活動を展開して工、業団地が2団地あったらしいんですけども、そこに23社を誘致して約3年で完売したと、もう全庁的な取り組みをされたという例です。それから、日光市は地域資源である良質で豊富な地下水と日光ブランドを活用し食品産業に絞った戦略のある誘致活動を展開し、条件不利な中、良好な自然環境に配慮するため、環境負荷の少ないLNGへの燃料転換を推進するなどエネルギーの効率的利用を促進する市と企業の取り組みが見られると。そして、何といても首長のリーダーシップというふうに書いてありますが、例えば、当町において、桑原議員とかの質問にも答えられておりましたが、新宿工業団地がまだ1カ所残っていますよね。ここに対してはどんな企業をどのような形で売り出していこうというふうに、具体的に町長の中にはお考えがございませうか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） まだ町長になったばかりで具体的にそこまでは考えておりませんが、しかし、元気な企業というのはあるわけですよ。桑原議員のときにも申したように、

今あそこの近くにある食品関係とかそれからキノコの関係、ああいう企業が今元気なんです
ね、そういうものもやはり1つの企業誘致の考え方になるのかなと、そのように思います。

いずれにしても、これからよくそういう体制を整えて誘致については研究してまいりたい
というふうに思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、今ある既存の企業に対してアフターフォローというのは、
どういうことを今まで役場としてはされていたのかお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） アフターフォローについては、現在町の情報、町の状況につ
いて、企業に対して情報提供をしております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 企業立地に頑張る市町村20選の中ではやはりアフターフォローが大切
だということが述べられているんですね。今ある例えば企業さんでもさらに企業を拡大し
てこちらのほうに全面的に工場を誘致しようとか、関連会社に話かけをしてみようとか、い
ろいろな形が幅広く可能性として出てくると思うんです。それも常日ごろの町と企業とのや
りとりの中から情報が発掘されるということがあると思うんです。そういった何も新しいと
ころに足を向けるばかりでなく、今存在しているたくさんの企業がありますので、まずはそ
ちらのほうにヒアリングや町の状況などを説明しに回ってみてはいかがでしょうか。そこか
ら何か新しい誘致についてのヒントが見えてくることもあるかと思いますが、そういうこと
に関して町長はお考えはいかがでしょうか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） まさにそのとおりでございます、企業と役場との深まりと申します
かね、信頼し合うということが大切だろうというふうに思っております。

それによって、今言っただろいろな企業誘致と申しますが、企業がここに愛着を持って増
築するとか、そういうことも考えられることでありますから、やはり誘致した企業とのそう
いう話し合いと申しますが、お互い意思の疎通を図ると申しますかね、そういうことが大切
かなというふうに思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） ぜひ実行していただければと思います。

続きまして、職員定員適正化計画についてですが、先ほど桑原議員の答弁の中では、平成29年度に192人になるというふうなお話があって28年度まで削減していくというでしたよね。そういう理解したんですが、そうしますと平成29年度となりますと、仮に次期の話は今すぐには考えられないと思うんですが、今から4年間となりますと25年度までですので、町長の在任期間中には町長の目標としてマニフェストといいますか、そういうのに出された100人に1人というのが達成されないということになってしまうかなというふうに思うんですが、これに関してはどういうふうにお考えになっていますか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 私も確かに100人に1人したいと、こう言いました。これはどういうことと言ったかという、先ほども答えたように、ほかの町村に比べるとかなり職員が多いんです。いろいろその事情はあるようではありますが、しかしながら、ご承知のように、予算の大体3分の1は人件費なんです。ですから、これからの財政難の時代にこの人員削減については避けて通れない問題だと思います。

しかしながら、勧奨退職しか今のところ考えられないんですね、首切りというのはちょっとこれはできませんからね。しかしながら、かなり早く私は100人に1人に、この29年度からということになって、先ほど言いましたけれども、私はもっと早くにこれが達成されるんじゃないかなと、そう思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長の公約ですから、町長の最初の任期中に達成されることが町長にとっては何よりだとは思いますが、私は何も何が何でも100人に1人にしなくてはいけないという考え方ではないんです。というのは、確かに那珂川町はほかの類似団体に比べて職員数が多いです。それは美術館や歴史資料館、そして今までだったらケーブルテレビ推進事業室があったりとか、福祉部門で言えば、保育園が多くて、それはすべて益子町のように民間であるとかということと違って直営ですよ。そういった形でとても職員が多くなっている。職員がやらなくてはならない部分で配置されているということもかなりあるというふうに考えています。

特に、保育士などは例えば職員削減が進むと臨時職員で対応するということとなりますよ

ね。でも、臨時職員ですと給与が要するに安くて同じような仕事をしていても待遇の差が出てしまうということで、それが果たして子供の保育にとっていいのかというふうなことにもなりかねませんので、適正な職員の配置という点から考えると、すべてがすべて切り捨てていけばいいというふうな考え方ではないので、その辺町長もよくお考えになった上でご配慮いただきたいと思います。

特に、福祉関係は今、心の病を抱えている人とかDV問題とかいろいろなさまざまな社会問題がある中で、保健師とか社会福祉士とかそういった資格を持った人たちの採用が望まれています。そういうところへの補充というのはしっかりしていただきたいと思いますので、その辺の兼ね合いをもしていただきながら、適正な職員の定員適正化計画をお願いしたいと思います。これは要望です。

時間がないのですみません、急がせていただきますが、子育て支援として医療費を義務教育終了時まで拡充することについてですが、窓口の償還払いというのは安易な医療診療を、親がちょっと熱が出ただけで連れて行くということにかかわってきて病院の対応とか、例えば那須南病院で言えば、夜勤の体制とか診療過護になってしまって先生たちが倒れていってしまうのではないかというような懸念もあったりして、私もすべて今小学校3年生まで医療費は拡充されていますよね。その3年生までから中学3年生までの6年間というところでは、大分子供としても基礎的な体力ができてきてそうそう病気になりにくいような感じであると、私は子育ての経験上から思っているんですが、本当に子育て中の保護者たちが、子供医療費を義務教育終了時まで拡充することが子育て支援として望んでいることかということについては疑問です。ですので、大変な財政負担を抱えるようであれば、こういうことではなくて、まして本当に子供にお金がかかるのは高校進学、大学進学ですよ。そういった人たちへの奨学金の助成の拡充とか、そういったところにお金を使うのが本当の子育て支援ではないかというふうに思っているんですが、まず現在の3年生から義務教育終了まで拡大するときの財政的な金額は幾らぐらいになるのかお伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、議員のご質問の財政的負担ということでございますけれども、現在小学校3年生までということで実証をしております、今年度21年度の見込みといたしましては約2,000万円程度というふうに見込んでおるところでございます。

これを中学3年生までやった場合の試算ということで実施をしてみましたけれども、これは償還払いで実証した試算でございますけれども約3,000万円程度になるかなというふう

に現在見込んでおります。

以上です。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それは町負担分で単純に1,000万円、一般財源からふえるということで理解してよろしいんですか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 子供医療費につきましては、県のほうで2分の1の負担ということがございます。ですから、21年の2,000万円ですと2分の1が出ますので、町負担は1,000万円ということになるかと思えます。

これが中3までになりますと、来年度の見込みで申し上げますと小学6年生まで、来年度県がなるということになりますので、そこまでは2分の1の負担ということで県のほうで補助が出ますが、それ以降中3までの分については町の負担ということになりますので、そうした計算をしてみますと大体1,700万円から800万円ぐらいが町の負担になってくるのではないかというふうに思います。

ですので、今年度に比べますと七、八百万円多くなっていくかなというふうに試算をしているところでございます。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 七、八百万円の財政負担がかかってくるということですので、行財政改革を進めたり、町長の給与削減というところでその負担をこちらのほうに移すということも考えられるかもしれませんが、子育て支援策として、その医療費の義務教育終了時までの拡充が本当にふさわしいものかということをよくお考えになっていただいた上でご判断いただきたいと思えます。

それから、時間がないので処分場問題に移らせていただきます。

町長は先ほどの小林議員の答弁の中でも、今の私の答弁の中でも前町長と変わらない姿勢で処分場計画については考えているというスタンスでとらえてよろしいんでしょうね。その中で、ただ新町長としては、住民と協働のまちづくり、住民の意思を尊重して住民とともに話し合っまちづくりを考えていくということが大前提に上げられていますよね。そういう意味からも、処分場に同意をしていない地域住民がたくさんいて合意形成がなされていない

ということは重いことだというふうにご認識いただかなくてはならないと思います。

私から考えれば、県が強引に推し進めてきているこの処分場計画であります。本来であれば、この不法投棄物は小林議員が言ったように、特措法で措置命令をかけて排出者、搬入者、そして土地の所有者にその責任を負わせるのが第1でありますよね。ただそれを県がやらないと、措置命令をかけても費用負担をしてもらえないことができないので、費用を回収できないのでやらないというようなことを町長がそれをそのまま受けて、ではあそこは全量撤去が必要だから処分場を受け入れましょうという考え方は、本来地方分権社会の中で県行政のあり方と町行政のあり方、首長の立場の違いからはあってはならないことだと思います。というのは、産廃に関しては県に責任がありますよね。一般廃棄物に関しては各市町村、自治体に責任があります。ですから私たちは南那須広域行政においてごみ処理を行っているわけですが、産業廃棄物に関しては町には責任はありません。

そういった立場から、それを片づける、まして不法投棄であります。不法投棄物を片づけるのは県に全責任がある、それを町に処分場をつくって押しつけるという考え方はおかしいと。まずは措置命令をかけてその不法投棄物を片づけてくださいということを新町長になった今、一番最初にやるべきことではないかと思いますが、そういうことをお考えにはならなかったでしょうか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） ずっと今20年経過して前々町長からずっと引き継いでいるわけですが、私も検討委員会の委員長もやりましたし、そういうことから考えて、私はあれは必ずや私の考えでは将来このままでは問題が起きてくると、そう認識しておりますので、県営の処分場をつくっていただき、あれを処理してもらおうのが私は一番よい方法だと、そう思っております。

益子議員が言うようにいろいろな考え方の人もいます。しかし、私は今申したように、産業廃棄物を最終処分場で処分するのが私は一番適切な処理だと、町民合意も得られるのではないかと、完全には得られないかもしれませんが、大半の人の合意は得られるのではないかと、そう思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長が最初に町長の職について特措法の申請をなさらずに、そのまま行政の継続性として前町長からの処分場問題をそのまま引き継ぐというのは、大変私にとっ

ては遺憾であり残念なことだというふうに思えます。まず町長としての立場から特措法の申請をしていただくべきだったと。仮に川崎町長の、前町長の話をしてもらえませんが、口頭でしたとかいうふうな話もありましたけれども、そういったことをまず町長はされるべきではないかというふうに私は考えています。

それから住民合意のことですが、先ほど小林議員の質問の中で、廃掃法に基づき適正に法律にのっとって処分場設置を北沢の不法投棄解決のために最善の方法として考えるということがありましたけれども、廃掃法の中では、県は事業者に対して住民の同意を取りつけるように指導しているんですね。この住民の同意というのは、例えば備中沢で言えば、小口、小砂、和見の行政区の住民の皆さんの同意ということになりますよね。そういった同意を得ないまま事が進んでいます。ですから、県は民間業者には指導していながら、県はそういう自分たちは立場をとってなくて、町が要請をしたからそれが合意というような考え方のもとに処分場設置に進んでいるわけですが、そういったことを町長は住民の皆さんの意見を聞くという立場から住民合意は得られていない、そういう県のやり方を信頼して今後もそのままにしておくつもりでいますか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 県がやる産業廃棄物ですから、これは町で県にお願いをして県はそれをやるということですので、県は住民の方とお話し合いをしているというふうに思いますので、これからも同意を得られるように県にお願いをしていきたいと、そう私は思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 都合が悪くなると県になってしまうんですね。県は町から要請があったと。北沢の不法投棄物を処分場をもって解決してくれという要請があったと、基本協定もそのように結んでいると、そういう形ですよ。ですから、県が責任を持って産廃のことに関しては責任があつて片づけなくてはいけないところを処分場をもって片づけると言っ、町は住民合意に関しては県に任せると言っ、本当に町は住民のことを考えているんでしょうかということになってしまいますよね。

住民の皆さんは、新町長にぜひ地域住民の声を聞いていただきたいと思っていますし、地域での説明会を今度、汚染拡大未然防止対策はやめることになったって、当面凍結になったと今初めて聞きましたけれども、その報告をもって当然話し合いが行われるとは思って

すけれども、そのときに町長も一緒に出席されて、町民の皆さんの意見をお伺いしますか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） よく考えて対処したいと思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） よく考えてぜひ出席していただくべきだと思います。

川崎町長も、前町長も出席されていましたが、まずは地域住民の声を聞いていただくことをまずはしていただくというのが、町長の町政に対する基本理念でもある協働のまちづくりにもつながりますのでよろしくをお願いします。

時間がないので、最後の質問になってしまうかと思いますが、北沢地区の汚染拡大未然防止対策に対する意見及び県の見解というのが文書になって県のホームページ上で公開されております。それをぜひ町のホームページ上でも公開してください。県のホームページでなければ、その汚染拡大未然防止対策に対する住民の意見が見られないというのでは本末転倒だと思います。町のホームページで、ぜひその北沢地区汚染拡大未然防止対策に対する意見及び県の見解というのを公表するおつもりはあるかどうかお伺いいたします。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 今のご質問につきましては、現在過日、未然防止説明会の内容等について県のホームページでは公表されております。町のホームページにおいても、町の北沢地区不法投棄問題というところをリンクされると、県のほうのホームページに直接つながるようになっておりますので、そちらのほうから県のほうのホームページに内容的には同じに、町でつくっても同じになると思いますので、県のほうのホームページのほうにつながるといってご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 県のホームページにつながるからいいということではなくて、町も町独自の町民の意見ですから、これは、町民が意見を出して県が答えている、町民の意見ですからぜひ町のホームページに出してください。その中には重要な意見が含まれているんです。鉛やダイオキシン類が農作物に与える影響について確認して回答してほしいということに関して、県の回答は幾つかの文献を確認したところ、大麦、稲、トウモロコシは鉛を土壌に添

加すると根の鉛含有物は増加するが、可食部の含有量はほとんど増加しないとされております。また、ダイオキシン類については、稲ではほとんど根からは吸収されず、大気が主要な汚染源であると判断されています。

ですから、……

議長（石田彬良君） 益子明美さんに申し上げます。

質問時間が超えておりますので、速やかに終了願います。

3番（益子明美君） この意見というのは、重要な意見が載って、県の見解も載っていますので、ぜひ町のほうでアップして住民に公開していただくよう強く望んで、質問を終わりたいと思います。

議長（石田彬良君） 3番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

議長（石田彬良君） 再開します。

川 上 要 一 君

議長（石田彬良君） 一般質問を続けます。

8番、川上要一君の質問を許可します。

8番、川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 8番、川上要一です。

大金町長におかれましては、町長就任まことにおめでとうございます。また、大変な状況下にある中での町政執行運営にご苦労さまでございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、最後の質問者となります。皆さま

んお疲れでありましょうが、質問通告に従いましてやりますので、よろしく積極的な、また建設的なご答弁をお願いを申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

当町の幼児教育のあり方について質問をさせていただきます。

急激な少子化が進行する一方で、女性の社会進出、共働き家庭やひとり親家庭の増加など社会構造の変化によりまして、当町においても就学前乳幼児に対する質の高い保育サービス、幼稚園教育が求められています。今回の町長選挙においても、教育、福祉の政策で大きな争点となったことでありました。そこで次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

(1) 政権交代による新政府は、幼・保教育の新たな施策を考えられているようであります。本日の新聞でも、幼・保一元化施策の報道がございました。そこで、町長における就学前乳幼児に対する保育サービス事業等について、町長のお考えをお伺いいたしたいと思いません。

(2) ですが、急激な少子化によりまして幼稚園や保育園の入所児童が減少傾向にありまして、行財政改革推進計画においても保育園、幼稚園の統合が計画されております。その中で、地域の保護者や地域の町民からこれらの幼稚園の拙速な統廃合についていかなものかと反対意見が出ていることも事実でございます。国の施策方針の中では、新たな幼・保一元計画が認められるようになっておりますが、より充実した教育、保育と子供たちが健やかに伸び伸びと成長できる子育ての環境を整備することが必要でありまして、行財政改革を初めとするいろいろな問題を解決しながら、子育て支援に優しい那珂川町を推進していくことが大切であると考えています。今後の子育て施策をどのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思いません。

次に、選挙投票所及び投票時間のあり方について質問をさせていただきます。

町内の選挙投票所は投票所の見直しによりまして統合され、現在の投票所の数になったものと思われまます。多くの町民から余りにも投票所までの距離が遠くなってしまった。改革できないか、改善できないかという要望が多くございます。民主主義において選挙の投票は最大の権利でありまして、その行使は言うまでもございません。当町のような中山間地域における高齢化の自治体においては、投票所の過ぎたる統合はいかなものかと考えるところでございます。実際、今回の町長選挙においても、前回の選挙から大きく投票率のポイントを下げていることから、当町の投票所のあり方についての考えをお伺いしたいと思いません。

次に、選挙の投票時間は、公職選挙法第40条の規定により原則午前7時から午後8時まで

とされております。市町村の実情によりまして、市町村選管が判断し国政または県段階の選挙については、その旨を都道府県選管に届け出れば投票終了時刻の繰り上げが可能とされております。実際、全国多くの投票所において投票終了時刻の繰り上げが実施されてございます。また期日前投票が午前8時30分から午後8時まで設定されていることから、期日前に投票する有権者が選挙ごとに増加してきておりまして、当町のような地域では選挙当日の投票所閉鎖時刻午後8時までには必要ないのではないかと考えるところでございます。

そこで、投票日の投票所閉鎖時刻を1時間ないし2時間繰り上げることによりまして、投票、開票の立会人や事務従事者にかかわる労力と経費の両面で大きく軽減できると考えるところでありますが、選挙管理委員会としての見解をお伺いいたしたいと思っております。

1回目の質問とします。

議長（石田彬良君） 答弁してください。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

私から川上議員ご質問の当町の幼児教育のあり方にご質問にお答えをいたします。

当町におきましても、少子化対策としましてさまざまな子育て支援事業を実施しております。保育園における保育サービス事業につきましても、ゼロ歳児育児や一時保育、土曜保育、延長保育など制度の充実とともに、保育士の資質向上や配置についても年々充実を図るべく努力をしているところであります。

次年度に開園いたします新しい保育所の建設もその一つでありまして、子供たちの情操をはぐくむ環境や関係者のコミュニケーションをより深めることができるスペースや子育て支援センターの設置により、さらに保育サービスや子育て支援の充実を図られ、ひいては地域のネットワークづくりにもつながっていくものと考えております。

さてご質問の保育サービス事業等についてどう考えるかということではありますが、先ほど申し上げましたような事業について、社会情勢や保護者の要望にあわせて充実を図っていくことを考えております。

また、保育園、幼稚園の統合につきましても、行財政改革とともに子供たちの健全な発達のためにも多様な保育サービスと適切な規模が必要でありますので、基本的には平成19年度に策定した保育園等再編整備計画に沿って保育園、幼稚園を設置していくことにしたいと考えております。

幼・保一元化につきましては、再編整備計画策定段階において、認定こども園制度についても検討しましたが、当分の間は検討期間とすることとしましたので、今後も国等の動向も見ながら検討をしてみたいと考えております。

これからの子育て支援事業につきましては、国・県の施策等もあわせながら町民との協働により町全体で子育てを支援できる那珂川町にしていかなければならないと考えております。

2については選挙管理委員会書記長が答弁をいたします。

議長（石田彬良君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤良美君） それでは、私のほうからは2項目めの選挙における投票所及び投票時間についてお答えいたします。

1点目の投票所のあり方についてであります。行財政改革推進計画に基づき事務事業の見直し及び経費節減の一環として、従来旧馬頭町19投票区、旧小川町10投票区の計29投票区であったものを平成19年4月8日執行の栃木県議会議員選挙よりそれぞれ10投票区、5投票区の計15投票区に再編をいたしました。これは従来の各投票区の有権者数に最大15倍の格差があり、事務の効率化や投票所の施設の規模、駐車場の状況などに問題があったものを有権者数1,000人を目途に地域の実情を踏まえて、また投票所まで自家用車で出かける有権者が多く、再編当時投票者の9%が期日前投票を利用しているなど、それぞれの要因から投票所を再編したものであります。

投票区の再編により投票所が遠くなったとのご意見等も確かにいただいておりますが、期日前投票制度の利用や乗り合わせて投票所まで行くなど工夫をしていただき、1票の権利を無駄にせず棄権しないようお願いしているところであります。

選挙管理委員会といたしましても、今後も選挙啓発にさらに努め、投票率向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2点目の投票所閉鎖時刻の繰り上げについてであります。議員ご指摘のとおり、投票所の閉鎖時刻は公職選挙法第40条の規定により午後8時までとされておりますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り繰り上げすることができるとされております。

投票に支障を来さないと認められる場合のほかに、山間部等で開票時間までに投票箱の送致が困難であり、開票に支障が出るおそれがある場合などが考えられますが、本町においては投票閉鎖からおおむね30分以内で投票箱が送致されることや、繰り上げなければならない特段の理由がないことから公職選挙法の規定に基づいて執行してみたいと考えておりま

す。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 町長並びに選管の書記長から答弁をいただきましたが、まず町長が答弁されたことについて 2 回目の質問をさせていただきます。

当町では子育て支援に優しい町ということをキャッチフレーズにいろいろな高度な保育サービスを実施してきております。来年は新しい統合保育園が 4 月に開設される予定、名前もわかあゆ保育園と命名される予定でございます。

幼稚園、保育園は乳幼児の心身の健やかなる発達を確かなものにするための幼児教育施設でありますので、またその中で多様な豊かな活動を通じて小学校の入学前に基礎を築くということから、就学前教育施設としての役割を担っていることは皆さんご存じのとおりでございます。しかも 4 歳、5 歳児の 90% 以上が幼稚園、保育園に入園、入所していると言われておりますが、ほぼ事実上、準義務教育化されていると言われております。

ところが、幼稚園は 3 歳以上の子供を対象にした学校教育施設、保育所は保育に欠ける児童を対象にした児童福祉施設でありますことは皆さんご存じであります。所管も文部科学省、厚生労働省等に分かれているために施設整備の違いや、幼稚園は教育要領や保育園は保育指針等保育内容のそれぞれ違いがございます。

また保育時間においても、保育時間の違い、または親の負担の違い、これは保育料が相当違います。子供の数の違いなどがありまして、子供たちが入る施設によっては差が生じてきているのも事実でございます。

これらの矛盾を解決して、いかにして幼・保一元化を実現していくということが必要だと考えておりました。常々私どもも考えておりました、旧小川町時代に議会でも幼・保一元化ができないものかと研究をしながら先進地視察等も重ねてまいりました。当面は幼稚園には保育機能を、保育所には教育機能を拡充しながら就学前教育を豊かなものにしていくしかないのかなということ等を考えておりましたところ、昨日政府の方針で大変な苦しみの中で、追加経済対策 7 兆 2,000 億円が閣議決定されまして発表されましたが、その中で国民潜在力の発揮という重点施策が発表されております。幼稚園と保育園の一元化を大きく打ち出しております。

これはかねてより民主党のマニフェストの中にもありましたものですから、教育基本法を

改正、民主党が現在の政府になるわけでございますが、その案の中に就学前、幼児期における教育という項の中に、国及び地方公共団体は幼児期、就学前の子供に対する無償教育の斬新的な導入に努めると明記してございました。子供は国の宝として見守って国で育てていくのだという考え方が打ち出されていたために、それが実現の方向になっていくのだなというふうに理解しています。

幼稚園と保育所の機能を1つにする幼・保一元化、来年度の前半に基本的な方針を固めて通常国会までに法案を提出したいということできのう発表されておりますので、そのような方向でいくのかなというふうに考えております。

当町においても、幼・保一元化が図られれば現在の地域住民や保護者のいろいろな心配も一挙に解決ができるのではないかなと思っております。そうすれば、人的な不必要な異動も最小限で済みますし、効率化、行財政改革という点からも大きく飛躍できるのではないかなというふうに考えております。

当町でも急激な少子化で1年に100人しか産まれないという子供たちでございますから、それも事実でございますので、施設の拡充、幼稚園の施設の統合というのはこれはいたし方というように考えております。

議会においても、教育民生常任委員会、また総務企画常任委員会でこの件についても付託されておりましたので、何回かの委員会を開きながら、慎重にその件について話し合いを持ったようでございますし、この定例会の最後において、それらについて答申が出るものと思っております。

その中で、町長が幼・保一元化を国の施策と照らし合わせながら研究をしていくと、できるならば今回、来年4月に開設されるわかあゆ保育園、幼・保一元化で地域の子供たちを保育、教育していきたいという町長のお考え方が地域の保護者の皆さんも大いに期待をしております。公約と受けとめられておるのも事実でございます。

町長は施設の統合は再編計画委員会、その答申のとおり進めていく、これも仕方ないということでありましょう。そういう施設内での幼・保一元化を研究したいとのことだと私は理解しておりますが、今回政府が幼・保一元化の法制化するというところでその政策を1歩踏み出しておりますので、それとあわせて研究をしていっていただきたいと考えているところでございますが、その点について町長のさらなるご意見を聞きたいと思っております。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 幼・保一元化の問題であります。今のわかあゆ保育園、この件を言

っているんだと思うんですが、ここにひばり幼稚園に統廃合するということは、検討委員会のほうでそういうふうに決定をし、方向性がその方向に向かっておりますけれども、やはりこれから少子化が進むにつれて、きょうの新聞にまさしく出ておりますので、そういう点についても、これから考えなければならないといいますが、そういうのが必要であれば研究していく必要があるのかなとも思います。

以上です。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 幼・保一元化、口では簡単に言いますが、いろいろクリアしなければならないもろもろの課題もあることも事実でございます。先進地を視察しましても、やはり現場の保育士さんなどは、初めはすこぶる抵抗があったようでございます。何しろ管轄する上層部の省も違いますし、町においても教育委員会と健康福祉課ということで担当する部署が違いますから、初めは大変だったよということを伺いました。その自治体は十四、五年、その方策を取り組んでおりますからもう二、三年でそれは解消しましたよということでありました。私も保育所等再編委員会に入っていましたから、その委員の中に現場の保育士さんも来ておりましたので、会議の終わった後聞きますと、なかなかやはり難しいんだよというような、保育士さんの集まりではそのような見解を持っているらしいです。しかしながら、町としての行財政の中での、または地域の保護者、住民を満足させるためには国の方針、施策と照らし合わせながら、そういうことができるならば進めていければなというふうに考えております。

まずは研究をしていただくということで、よろしく願いを申し上げます。

町長は町の子育て支援策、保育教育施設の拡充、義務教育中学3年生までの子供医療費の無料化、そして政府方針、就学前幼児・児童の保育料無償化等、子供は国の宝として育てるという施策が拡充されていくものと思われませんが、急激な少子化のスピードもその施策が軌道に乗れば少子化のスピードも落ちるのではないかなというふうに期待をするものであります。この先進国の中でも多くは少子化になっていますが、フランスなどではその国の施策によって少子化がストップしている。実際に2.0以上になっているというような施策によってはそのように違うのかなということもありますから、今後の国の施策とあわせての町の施策を絡めて、この町が少子化を食いとめて出生率アップに幾らかでも貢献できていくのではないかなというふうに期待を持ちたいと思いますが、最後に町長のご意見があれば、次に移

りたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石田彬良君） 休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

議長（石田彬良君） 再開します。

答弁。

町長。

町長（大金伊一君） この問題はもちろん研究をこれからもしてまいりますけれども、国の意向に沿ってやっていきたいと、そう私は思っております。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 町長の強い姿勢も見受けられました。そのように町の施策も国とあわせて図って行っていただきたいと強く要望いたしまして、この問題については質問を終わります。

次に、選挙投票所、投票時間のことについて再質問をさせていただきます。

現在、統合された投票所での選挙が国政選挙、町長選挙など4回選挙が実施されてきました。私ども議員は日ごろの議員活動や各選挙において同僚議員、全員ですと那珂川町ほぼ全戸の町民の皆さんと話し合う機会がございます。そのお話の中で出てくるのが、投票所がいや遠くなってしまったと、何とか改善できないものなのかというようにいうことの話がすこぶる多かったです。特に、小川地区では町中を取り巻く郊外の皆さん、馬頭地区においても同じでした。町中は従来と同じだったので、中山間地というか、特に例を出して言えば、馬頭の西投票所にかかわる地域の皆さんからは強く要望が聞かされました。例えば、小砂地区の皆さんが従来の投票所を2カ所も通り越して小口地区まで出向かなければならない。この選挙は私ぐらいはいいでしょうと、選挙の棄権をすることを話しておられました。

当町においては、ひとり暮らしのお年寄りが540数人、またお年寄りだけの世帯が1,100世帯ございます。今の投票所の数ではとてもお年寄りや弱い立場にある人たちには不親切なことであります。大切な1票を投票できない危険性もございます。

当町は町民参加の協働のまちづくりを大きくキャッチフレーズにしておりますから、これでは選挙に関してはとても不親切な町と映ってしまいます。改正、統合して間もない、そういう投票所ですから、すぐには翻せないというような選管委員の方々の声も聞かれますが、町民有権者の選挙は最大の権利の行使ということの利便性を考えれば、このような過ぎたる投票所の統合を考え直すのも、町選管としての大きな責務と考えますが、お伺いをしたいと思います。

議長（石田彬良君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤良美君） 投票所の統合、再編につきましては、当然改革をすれば、そういった遠くなってしまったとか、不便になってしまったとかというのは出てきているのは実際でございます。

しかし、再編をしましてまだ3年を経過した状況だということもありまして、これから選挙等を進めていく中で、それらの状況、投票率の状況等も見ながら選挙管理委員会の中でお話し合いをしていかなければならないと考えておりますので、ただすぐに改革したものを改めるということは今の段階では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 事務局長というか、書記長のほうからの答弁がございましたから、投票所の数をまたもとに戻してふやすとなると行財政改革に逆行すると、町の執行部から反論を受けたわけでございますが、選管からもそういう反論がございますでしょう。それはそうですが、一つ一つの投票所の体制というか、中のシステムをもう少し軽減してはと私どもも、同僚議員からもそういう意見がございます。

町民、有権者、特に若い層なんです、若い層から聞く意見なんです、投票所の中の雰囲気、事務従事者や投票立会人の見えざる圧迫感というか、そういうのが強く背中に感じて投票所の雰囲気がすごく嫌だと、投票を棄権する大きな要因の原因の一つであるということがわかりました。そのようなことから投票所内は法制上、最少の人員で対応はできないものかというように、同僚議員からもありますし、私の意見もそうでございます。少しでも有権者が投票しやすい環境を整えてはと考えるところでございます。

皆さんは公務員の方ですからそんな圧力はかけていないよとは言っても、実際にあそこに行く若い娘さんとかはすごく嫌な雰囲気だと、そういう声が大きくあるのを皆さんも受け取っていると思います。この点についても、書記長はどんな考えかちょっとお伺いをしたいと

思います。

議長（石田彬良君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤良美君） 投票所の人員配置でございますけれども、人員配置につきましては、当然最小限の人員配置ということで配置をしているということでございます。

ただ施設の関係上、圧迫感があるような当然投票所もあることは確かでございます。ただ定められた立会人の位置、あるいは事務処理上の従事者の位置というものがありますので、やはりあのような形になってしまうというのが実態でございます。ただ投票所での雰囲気づくりにつましては、これから選挙管理委員会としても検討していかなければならないと考えております。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） ぜひ有権者が 1 人でも棄権をすることなく投票に行けるようなよりよい環境をさらに研究してつくっていただきたいと思うところでございます。

この投票所の数の質問でございますが、これは私だけの考えの質問ではございません。多くの同僚議員から、町民から投票所統合への疑義がありまして質問したいとのことでありました。私が職責上、代表して質問しているものと理解をしておりますが、町民の皆様のこれらの声、要望は、町の選管委員の皆さんももちろん受け取っているものと思います。また町長初め町の執行部の皆さん、職員の皆さんも町民のこれらの意見は理解をしているものと思われま。その中で、我々議員は全町隅々までほぼ全戸近い町民の皆さんと接する機会もござい。これらの改革への提案も多くの町民の声と受けとめていただきたいと思。い。

ただし、選挙管理委員会として町民、有権者の意見を直接聞きたいということもあることでありますので、そういうこともあると思いますので、例えば、次の選挙において幾つかの投票所をサンプルアップして出口調査やアンケート調査をして、それらを実施をしていながら有権者の声を受けとめることができれば、町民有権者の多くの要望であれば、それらを根本にすれば、投票所の数の増設も仕方がないというように皆さんも考えるんじゃないかなというように、皆さんというか、選挙管理委員の委員の皆さんも考えるんじゃないかなというふうに思いますので、ご提案を申し上げるところでございます。

その件については終わりにします。

次の選挙の投票時間について再質問をさせていただきます。

ライフスタイルの変化や休日勤労者の増加などによりまして、有権者がより投票しやすい環境を整え投票率の向上を期待して、今から11年前の平成10年6月から2時間投票時間が延長されました。原則として午後8時までとなりましたが、法律改正以後、市町村選管が判断しまして投票所を閉鎖時刻の繰り上げが認められるようになりました。市町村の議会の議員、または町の選挙以外、県の選挙や国政選挙にあっては直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届けばよいということになってございます。

そのような中で、選挙は我々議員や支援者が非常に大変なことは論を待たないところでありますが、何と申しましても、投票、開票立会人や開票事務に携っている事務従事者の労力は本当に大変なことだと考えております。

そこで全国各投票所の状況を調べてみました。まず、さきの8月30日執行の第45回衆議院選挙について見ますと、全国5万978カ所の投票所のうち30.2%、1万5,415カ所の投票所で投票所閉鎖時刻の繰り上げをしていることが調査できました。要するに、投票所閉鎖時刻を原則午後8時から午後6時の閉鎖とした投票所が全国でいかに多いかということが感じられました。この結果については、私どもと同意見の自治体、選管の考え方に納得させられたところでもあります。

平成12年の衆議院選挙に比べますと、そのときは4,646カ所でしたから、実に約4倍の投票所が早目に閉鎖をしております。これは開票事務職員や立会人の労力を大変緩和することで、私は大変にこれはいいことだと考えております。どう考えましても、開票時刻、開票結果が10時、11時、中には零時過ぎということになるということは、この件については改革できないものかと皆さんも考えているでしょうし、私どもも常々考えておりました。

幾ら世の中が夜型になったとはいえ、投票時間を2時間繰り下げ、午後8時としている現状をこのあたりで改善すべきではないかと考えます。特に、当町のような地域は都会とは違ってそんなに夜型とは言えません。7時以降は余り人通りもありません。東京や宇都宮のほうでは夜と昼ととっ違えているようににぎやかでございますが、やはり私どもの町というようなことから考えましても、午後6時から8時までの間に投票所に足を運んだ有権者、選挙当日にどのくらいだったでしょうか。多分数パーセントだと思います。一昨日選管に聞いたんですが、ちょっと数字的なものを持っていないということなので、多分数パーセントですよという答えでありました。これらの6時から8時に来られる有権者の方々も閉鎖時刻の繰り上げを徹底して告知すれば理解が得られるのかなというふうに確信をいたします。

一方、期日前投票、この制度は平成15年12月施行であります。法改正によって従来の

不在者投票制度が改められまして、選挙期日前の投票手続の簡素化、選挙人が投票しやすい環境が整えられるように選挙告示翌日から選挙日の前日までの間、午前8時半から午後8時まで期日前投票所を開いている制度でございます。

この期日前投票は各選挙のたびに非常に多くなってまいりました。那珂川町においても、去る8月の衆議院選挙、先日の町長選挙など過去4回の国政選挙並びに町の選挙では大変な多くの方が期日前投票をしたということでございます。先ほど書記長より説明があったとおりでございます。

このような投票動向を見ますと、開票事務を夜中までやらなければならない現行制度が果たしていいのかどうか、私は甚だ疑問だと感じております。ぜひ改革をすべきと考えております。選管委員会としてのお考えをお伺いいたしたいと思っております。

議長（石田彬良君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤良美君） 投票所の閉鎖時刻に関しましては、川上議員おっしゃるとおり、全国的に約30%の投票所が1時間ないし2時間の繰り上げをしているという状況でございます。

これはやはり県によって相当の考え方の開きがございまして、栃木県におきましては、まだまだそのような状況になっておりませんで、約4%ぐらいの投票所が開票所まで遠いという理由の中で閉鎖時間を繰り上げているというのが現状で、県全体では8時まで基本的には実施しているというのが栃木県の状況でございます。

それらを考えますと、本町のみだけで判断することはなかなか特段の理由としての理由が立たないのかなと考えております。

また当然議員ご指摘のとおり、期日前投票が浸透してまいりまして、過去4年の平均で言いますと投票者の約18%、2割に近づいているという状況もありますので、選挙の事務従事の軽減等を考えれば、1時間あるいは2時間を繰り上げということも考えられることかなと思っております。

これらについては、栃木県の選挙管理委員会等にも機会があれば意見として申し上げ、栃木県内である程度統一した考え方で進められればなと考えております。

議長（石田彬良君） 8番、川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 書記長の答弁もいただきましたが、そのとおりでございます。

本県が4.4%、非常に低いということが出ておりました。全国各県の投票所開閉時刻の繰

り上げ、繰り下げの状況を調べて、先ほども言いましたが、調べてみますと全国平均では先ほども申し上げましたが、30.2%の投票所が投票所閉鎖時刻の繰り上げをしております。中でも、隣の群馬県は77%の761カ所の投票所が繰り上げ、2時間の繰り上げ投票をしてございます。多いところでは岩手県87%、秋田県89%、隣の福島県が67%、西のほうでは高知県88%、鹿児島県91%となっております。ちなみに、本県では先ほども申し上げましたが4.4%でございます。本県の対応の低さは公選法40条の解釈の違いでしょうか、考え方の相違でありましょくか、私に言わせれば頭が固いというほかございません。選挙人の投票に支障を来さないというただし書きを解釈すれば改革できるのでありますから、県選管の圧力がありましてという声もございませうが、まずは町民の声をバックボーンに町の選挙から投票所閉鎖時刻の繰り上げも他町村に先駆けての先陣を切っては思うところでございます。

県の選管も町民、有権者の強い要望、後押しがあれば届け出も受けざるを得ないと思うところでございますが、これは書記長にさせてもまた選管委員会、選管委員長としての見解も後に出てくるでせうが、その点、議会としてもこういう意見があったと、強い意見があったということをお願いしたいと思ひます。

投票所、投票時間のあり方については、町選管委員長の答弁を求めておりましたが、大金町長がきのうのご答弁の中で那珂川町はほぼ全戸の町民の皆さんとお話をしたり、あいさつができたということございませう。大金町長個人としての投票所、投票時間に関してのご見解があれば、答弁いただければ幸ひと思ひますが、いかがございませうか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 3年前から投票所が約半分になってしまったということで、特に投票所が今までの何倍にもなってしまったというところがかかなりあると思ひます。そういう意味から、ずっと3年前から始まったときにいろいろな選挙がありましたが、すべて前の選挙を下回っているというのが現状でありますから、私はこの影響は相当あるなと、そう思っております。

また時間の繰り上げですが、これは投票率の問題とかいろいろありますが、経費の削減にもなるというところございませうが、この那珂川町は高齢者が28.5%というところでありまして、夜行型というよりも、夜行型じゃないと思ひますね、高齢者というのはね、ですから、私としても、繰り上げて決めて投票率が下がらないと、そう思っておりますから、私としては、そういう点についても、これは選挙管理委員会で決めることなんです、ぜひそういう点も経費の削減にもなりますし、考えていただければと、そう思っております。

議長（石田彬良君） 8番、川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 突然のご答弁ありがとうございました。

選管としては隣を見ながら横並び、県選管の意向もありますというようなことかもしれませんが、町民の強い要望があるということを肝に銘じまして選挙管理委員会で慎重に審議討議を行っていただきたいと思います。

この議会の様子は選管委員、または委員長もごらんのことと思いますので、よく検討していただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（石田彬良君） 8番、川上要一君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（石田彬良君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立をお願いします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時39分